令和7年度

(2025年度)

当初予算案及び 主要施策の概要



甲良町

目 次

I. 総括	• • • • • • • • • • • •	1
Ⅱ.当初予算会計別総括表	• • • • • • • • • • •	2
Ⅲ.一般会計予算の状況	• • • • • • • • • • •	3
1 歳入(款別)	• • • • • • • • • • •	3
2 歳入(性質別)	• • • • • • • • • • •	4
3 歳入の主な増減理由	• • • • • • • • • • •	5
4 歳出(款別)	• • • • • • • • • • •	9
5 歳出(性質別)	• • • • • • • • • • •	10
6 歳出の主な増減理由	• • • • • • • • • • •	11
IV. 基金残高見込み	• • • • • • • • • • •	15
V.地方債残高見込み	• • • • • • • • • • •	15
VI. 特別会計予算の状況	• • • • • • • • • • •	15
◎国民健康保険特別会計	• • • • • • • • • • •	16
◎後期高齢者医療事業特別会計	• • • • • • • • • • •	17
◎介護保険事業特別会計	• • • • • • • • • • •	18
◎墓地公園事業特別会計	• • • • • • • • • • •	19
◎下水道事業会計	• • • • • • • • • • • •	20
◎水道事業会計	• • • • • • • • • • • •	21
Ⅶ. 各課運営方針	• • • • • • • • • • • •	22
◎議会事務局	• • • • • • • • • • • •	23
◎会計室	• • • • • • • • • • • •	24
◎総務課	• • • • • • • • • • • •	25
◎企画監理課	• • • • • • • • • • •	26
◎税務課	• • • • • • • • • • •	27
◎住民人権課	• • • • • • • • • • •	28
◎保健福祉課	• • • • • • • • • • •	29
◎産業課	• • • • • • • • • • •	31
◎建設水道課	• • • • • • • • • • • •	32
◎長寺地域総合センター	• • • • • • • • • • •	33
◎呉竹地域総合センター	• • • • • • • • • • • •	34

◎教育委員会事務局(教育総務課) ・・・・・・・・・・・・	35
◎教育委員会事務局(学校教育課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
◎教育委員会事務局(社会教育課) ・・・・・・・・	37
Ⅷ. 主要施策の概要(令和7年度新規重点事業)	38
1 新規重点事業一覧 	38
2 新規重点事業計画書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
◎第2款 総務費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
◎第3款 民生費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
◎第4款 衛生費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
◎第7款 商工費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
◎第8款 土木費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
◎第9款 消防費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
◎第10款 教育費 ····································	66
◎下水道事業会計 ・・・・・・・・・	74
◎水道事業会計 ・・・・・・・・・	75
《 参考資料1 》『財政用語の説明』	76
《参考資料 2》令和7年度予算編成方針	79

I. 総括(予算編成方針)

令和7年度予算については、寺本町長が令和6年10月18日付甲良町訓令第33号(以下「予算編成方針」という。)を発出した(参考資料2「令和7年度予算編成方針」参照)。

この予算編成方針で示した5つの方針と4つの重点事項により予算の編成にあたるという指示を出し、各所属で必要事業費を算定して予算要求が行われました。

この4つの重点事項とは、次のとおりである。

1) 災害に強い町づくり

近年は、気候変動に伴う、自然災害の激甚化・頻発化により災害対応や危機管理の向上がもとめられている。本町においても地震への備え、また地球温暖化の影響などによる風雨や大雪への備えが必要である。

2) 人口減少、少子高齢化対策

甲良町は、令和4年4月1日に「過疎地域」に指定された。住民が生活を維持し、まちを存続・発展させるため、AIやICT等の先進技術を積極的に導入・活用し、省力化を実践することにより、人口減少の中にあっても住民にとって安心で住みやすい地域社会を築き、加えて、住民一人ひとりが主体的に活躍し、皆で協働することにより、住む人が愛着を感じられる持続発展的なまちづくりの実現をめざす。

3) 農業、建設業(基幹産業)への実情に応じた支援

農業においては、後継者や新規就農者の確保、稼げる農業の構築が今課題となっている、建設業においても、経営の強化支援や人材確保を含めた事業継承の課題などがあり、原材料や燃料高騰のなか、町の基幹産業をいかに支援するかを検討していく必要がある。

また、定住を支える基盤の確保するため、企業誘致活動の再構築、加速化が必要となる。

4) DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

スマートフォンの普及率が急上昇し、1人1台の時代が到来しそうななか、これらの機器を用いて誰にでも便利で負担の少ない各種手続き等を構築していく必要がある。これについては、情報格差により恩恵を受けられない方々への対応も含んだ、人に優しいデジタル化を考える必要である。

編成過程においてはこれらの方針により、重点実施する事業や、新たに実施を決定したものなど計36事業(38ページ以降参照)を選定し、優先して予算化を行った。

その他の事業に関しても、必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分するように当初予算を編成し、主たる財源となる町税や他の自主財源に乏しい状況は依然として続き、地方交付税や国県支出金に頼っており(4ページ参照)、財政調整基金についても約2億2,000万円の取崩しをせざるを得ない状況である。

今後も、諸課題の解決や高度化・複雑化する行政課題に対して、日々変化する生活環境や価値観の多様化の状況を的確に捉えつつ、持続可能となる行財政運営のため健全化に取り組み、より一層効率的で効果的な行政の推進に尽力するよう職員一同に求めている。

令和7年3月6日

甲良町長 寺本 純二

Ⅱ. 当初予算会計別総括表

令和7年度の予算規模は、一般会計と2つの企業会計を含む6つの特別会計を合わせた総額は歳出ベースで73億5,471万9千円となり、令和6年度当初予算の総額71億746万8千円に比べ2億4,725万1千円、3.5%の増となっています。

増額の要因としては、一般会計においては、給与に関する制度改正や人員数の精査により人件費が約1億円増加したことに加え、防災機能等を含む新庁舎整備にかかる基本計画や地域防災計画の更新業務、人口減少、少子高齢化対策として住宅用地確保事業、自治体システム標準化に関するシステム構築・整備業務などにより物件費が約6,300万円が増となったことなどによります(各款ごとの増減については歳入は3ページ以降、歳出は9ページ以降を参照)。

(単位:千円、△減、率%)

		会計·区分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
一般会計		4,343,329	4,182,704	160,625	3.8	
	国民	建康保険特別会計	925,892	917,356	8,536	0.9
特別	後期語	高齢者医療事業特別会計	104,408	100,622	3,786	3.8
会計	介護係	呆険事業特別会計	1,054,862	939,608	115,254	12.3
	墓地名	公園事業特別会計	1,925	1,130	795	70.4
	特別会計予算合計		2,087,087	1,958,716	128,371	6.6
	下水泊	道事業会計	647,296	652,258	△ 4,962	△ 0.8
公		収 益	313,880	334,512	△ 20,632	△ 6.2
営企		資 本	333,416	317,746	15,670	4.9
業会	水道	事業会計	277,007	313,790	△ 36,783	△ 11.7
計		収 益	174,936	163,300	11,636	7.1
		資 本	102,071	150,490	△ 48,419	△ 32.2
	公営企業会計予算合計		924,303	966,048	△ 41,745	△ 4.3
	i	総予算合計	7,354,719	7,107,468	247,251	3.5

[※]公営企業については、収入支出が同額でないため、支出ベースで記載。

Ⅲ. 一般会計予算の状況

1 歳入(款別)

エ ルベント (小人)リン			(学位·干门、△//%、			
款	令和7年度		令和 6:		比較	
35∧	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
01 町税	836,128	19.3	849,194	20.3	△ 13,066	△ 1.5
02 地方譲与税	35,468	0.8	34,941	0.8	527	1.5
03 利子割交付金	120	0.0	411	0.0	△ 291	△ 70.8
04 配当割交付金	3,990	0.1	4,278	0.1	△ 288	△ 6.7
05 株式等譲渡所得割交付金	6,450	0.1	3,796	0.1	2,654	69.9
06 法人事業税交付金	15,217	0.4	19,177	0.5	△ 3,960	△ 20.6
07 地方消費税交付金	144,853	3.3	134,079	3.2	10,774	8.0
08 環境性能割交付金	6,033	0.1	4,873	0.1	1,160	23.8
09 地方特例交付金	1,970	0.0	15,994	0.4	△ 14,024	△ 87.7
10 地方交付税	1,851,000	42.6	1,748,000	41.8	103,000	5.9
11 交通安全対策特別交付金	779	0.0	770	0.0	9	1.2
12 分担金及び負担金	9,268	0.2	8,520	0.2	748	8.8
13 使用料及び手数料	18,208	0.4	18,479	0.4	△ 271	△ 1.5
14 国庫支出金	501,257	11.5	534,210	12.8	△ 32,953	△ 6.2
15 県支出金	263,746	6.1	252,105	6.0	11,641	4.6
16 財産収入	5,400	0.1	6,483	0.2	△ 1,083	△ 16.7
17 寄付金	22,100	0.5	50,100	1.2	△ 28,000	△ 55.9
18 繰入金	308,006	7.1	180,893	4.3	127,113	70.3
19 繰越金	40,000	0.9	40,000	1.0	0	0.0
20 諸収入	93,436	2.2	99,454	2.4	△ 6,018	△ 6.1
21 町債	179,900	4.1	176,947	4.2	2,953	1.7
町債のうち臨時財政対策債	0	0.0	6,447	0.2	△ 6,447	△ 100.0
合計	4,343,329	100.0	4,182,704	100.0	160,625	3.8

(単位:千円、△減、率%)

款別歳入の主なもの

【町 税】住民税や固定資産税など町民の皆さんなどから納めていただく税金

【地方譲与税】 国が徴収した税金(揮発油税や重量税等)の一部が一定割合で配分されるお金

【法人事業税交付金】県の法人事業税の一部が交付金として配分されるお金

【地方消費税交付金】 消費税のうち、地方税である税収分の一部が町に配分されるお金

【環境性能割交付金】県の自動車税環境性能割の一部が交付金として町に配分されるお金

【地方交付税】 使い道について制限を受けない、団体規模に応じ国が交付するお金

【分担金及び負担金】事業にかかる経費の一部を受益の程度に応じて利用者が負担するお金

【使用料及び手数料】町の施設を利用した人や住民票・各種証明書を発行した人が支払うお金

【国庫支出金】特定の事業に充てるための国から交付されるお金

【県支出金】 特定の事業に充てるための県から交付されるお金

【繰入金】町の貯金(基金等)を取り崩して使うお金

【諸収入】 他の収入科目に含まれないもので、延滞金やその他諸々のお金

【町 債】資金調達のための借入金

2 歳入(性質別)

◎一般財源と特定財源

区分		令和74	丰度	令和6年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
	町税	836,128	19.3	849,194	20.3	△ 13,066	△ 1.5
	地方交付税	1,851,000	42.6	1,748,000	41.8	103,000	5.9
_	譲与税及び県税等交付金	214,880	4.9	218,319	5.2	△ 3,439	△ 1.6
般	繰入金(財政調整基金)	219,178	5.0	69,927	1.7	149,251	213.4
財	繰越金	40,000	0.9	40,000	1.0	0	0.0
源	町債(臨時財政対策債)	0	0.0	6,447	0.2	△ 6,447	△ 100.0
	その他	22,791	0.5	13,602	0.3	9,189	67.6
	計	3,183,977	73.3	2,945,489	70.4	238,488	8.1
	国·県支出金	764,997	17.6	786,303	18.8	△ 21,306	△ 2.7
特	繰入金	88,828	2.0	110,966	2.7	△ 22,138	△ 20.0
定	寄付金	22,000	0.5	50,000	1.2	△ 28,000	△ 56.0
財	町債	179,900	4.1	170,500	4.1	9,400	5.5
源	その他	103,627	2.4	119,446	2.9	△ 15,819	△ 13.2
	計	1,159,352	26.7	1,237,215	29.6	△ 77,863	△ 6.3
	合計	4,343,329	100.0	4,182,704	100.0	160,625	3.8

◎自主財源と依存財源

(単位:千円、△減、率%)

(単位:千円、△減、率%)

	R ∆	令和7年	丰度	令和6年	丰度	比	交
区分		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
	町税	836,128	19.3	849,194	20.3	△ 13,066	△ 1.5
	分担金及び負担金	9,268	0.2	8,520	0.2	748	8.8
	使用料及び手数料	18,208	0.4	18,479	0.4	△ 271	△ 1.5
自主	財産収入	5,400	0.1	6,483	0.2	△ 1,083	△ 16.7
土財	寄付金	22,100	0.5	50,100	1.2	△ 28,000	△ 55.9
源	繰入金	308,006	7.1	180,893	4.3	127,113	70.3
	繰越金	40,000	0.9	40,000	1.0	0	0.0
	諸収入	59,448	1.4	61,824	1.5	△ 2,376	△ 3.8
	計	1,298,558	29.9	1,215,493	29.1	83,065	6.8
	地方譲与税	35,468	0.8	34,941	0.8	527	1.5
,,	県税等交付金	179,412	4.1	183,378	4.4	△ 3,966	△ 2.2
依	地方交付税	1,851,000	42.6	1,748,000	41.8	103,000	5.9
存財	国·県支出金	765,003	17.6	786,315	18.8	△ 21,312	△ 2.7
源	諸収入	33,988	0.8	37,630	0.9	△ 3,642	△ 9.7
,,,,,,	町債	179,900	4.1	176,947	4.2	2,953	1.7
	計	3,044,771	70.1	2,967,211	70.9	77,560	2.6
	合計	4,343,329	100.0	4,182,704	100.0	160,625	3.8

3 歳入の主な増減理由

一般会計当初予算における歳入増減の主なものは、以下のとおりです。

(単位:千円、△減、率%)

①町税

		主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
Œ	J税総額		836,128	849,194	△ 13,066	△ 1.5
	町民税	個人町民税	263,114	277,485	△ 14,371	△ 5.2
	四氏統	法人町民税	60,126	47,820	12,306	25.7
	固定資産税		436,112	447,245	△ 11,133	△ 2.5
	軽自動車税		34,795	34,096	699	2.1
	たばこ税		41,981	42,548	△ 567	△ 1.3

・町税については、令和6年度の実績見込みに基づき算出

②地方譲与税

	主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
İ	也方譲与税総額	35,468	34,941	527	1.5
	自動車重量譲与税	26,533	25,956	577	2.2
	地方揮発油譲与税	8,153	8,258	△ 105	△ 1.3
	森林環境譲与税	782	727	55	7.6

- ・ 自動車重量譲与税と地方揮発油譲与税については、令和 6 年度の譲与基準額に対し、国の作成した推計値における伸び率を乗じた額を計上。
- ・森林環境譲与税については、全国の譲与額総額を配分基準に準じて配分されるため、国の推計値による額を計上。

③県税等交付金

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
県税等交付金総額	179,412	183,378	△ 3,966	△ 2.2
利子割交付金	120	411	△ 291	△ 70.8
配当割交付金	3,990	4,278	△ 288	△ 6.7
株式等譲渡所得割交付金	6,450	3,796	2,654	69.9
法人事業税交付金	15,217	19,177	△ 3,960	△ 20.6
地方消費税交付金	144,853	134,079	10,774	8.0
環境性能割交付金	6,033	4,873	1,160	23.8
地方特例交付金	1,970	15,994	△ 14,024	△ 87.7
交通安全対策特別交付金	779	770	9	1.2

・令和6年度の基準額に対し、国等の作成した推計値における伸び率を乗じた額を計上。

④地方交付税

	主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
	地方交付税総額	1,851,000	1,748,000	103,000	5.9
	普通交付税	1,491,000	1,388,000	103,000	7.4
I	特別交付税	360,000	360,000	0	0.0

- ・普通交付税については、県による試算結果により計上。
- ・特別交付税については、算定が難しいため、前年同額を計上。

⑤分担金及び負担金

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
分担金及び負担金総額	9,268	8,520	748	8.8
東こども園保育認定保育料	3,960	3,960	0	0.0
西こども園保育認定保育料	2,040	2,040	0	0.0
老人保護施設措置費個人負担金	3,171	2,313	858	37.1

・老人保護施設措置費個人負担金は老人ホーム等への入居負担金を計上。

⑥使用料及び手数料

-					
I	主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
I	使用料及び手数料総額	18,208	18,479	△ 271	△ 1.5
	住宅使用料	8,366	9,130	△ 764	△ 8.4
ı	戸籍住民基本台帳手数料	2,845	2,924	△ 79	△ 2.7
ı	粗大ゴミ個別収集手数料	120	-	120	皆増

- ・住宅使用料は退去等による減。
- ・戸籍住民基本台帳手数料は実績ベースで計上
- ・粗大ゴミ個別収集手数料は事業開始がR6.10月のため、前年度当初未計上

④国庫支出金

シ_	四 个久田亚				
	主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
	国庫支出金総額	501,257	534,210	△ 32,953	△ 6.2
	児童手当交付金	101,776	59,270	42,506	71.7
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	_	48,885	△ 48,885	皆減
	個人番号カード交付事務費補助金	8,930	4,134	4,796	116.0
	デジタル基盤改革支援補助金	156,443	220,007	△ 63,564	△ 28.9
	社会資本整備総合交付金(企画費分)	-	7,055	△ 7,055	皆減
	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	22,081	-	22,081	皆増
	妊婦のための支援給付金	3,000	4,871	△ 1,871	△ 38.4
	社会資本整備総合交付金(土木費分)	30,291	39,782	△ 9,491	△ 23.9
	教育施設整備費補助金	-	16,689	△ 16,689	皆減
	公立学校情報機器整備事業費補助金	18,333	_	18,333	皆増

- ・児童手当交付金は制度改正に伴う対象者増による変動。
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は事業完了による減額
- ・マイナンバーカード更新に係る事業費の増額
- ・デジタル基盤改革支援補助金は国が推進する自治体の基幹システム標準化整備、またガバメントクラウドに対応するシステム導入に対する補助。
- ・社会資本整備総合交付金(企画費分)は近江鉄道線の上下分離化(自治体が共同で資産を保有し、運行は会社が行う)事業について令和7年度事業を令和6年度に前倒し、事業実施に伴う減
- ・物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額
- ・妊婦のための支援給付金(R7から名称変更)は、妊娠時と出産時の交付金を始め、母子保健事業や、子育て支援事業に対する補助金。(従来名称:出産・子育て応援交付金事業補助金)
- ・社会資本整備総合交付金(土木費分)、教育施設整備費補助金は対象事業費による変動。
- ・公立学校のICT環境整備を効率的に進めるため、公立学校情報機器整備事業費補助金の増額。

⑤県支出金

	主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
À	具支出金総額	263,746	252,105	11,641	4.6
	福祉医療費補助金	18,484	19,541	△ 1,057	△ 5.4
	出産・子育て応援交付金事業補助金	-	1,934	△ 1,934	皆減
	地籍調査事業補助金	11,400	7,717	3,683	47.7

地域計画策定推進緊急対策事業費補助金	-	2,695	△ 2,695	皆減
農地利用効率化等支援交付金	10,715	-	10,715	皆増
参議院議員選挙費委託金	11,055	-	11,055	皆増

- ・福祉医療費補助金は、R6に県事業として拡充された高校生世代の医療費負担の減額見込みによる減。
- ・出産・子育て応援交付金事業補助金は、全額国庫補助対象事業のため減
- ・地域計画策定推進緊急対策事業費補助金は、「地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)」 作成完了に伴う費用減等による。
- ・地籍調査事業補助金は対象事業費増減による変動。
- ・農業経営体に対する支援として、農地利用効率化等支援交付金の増額
- ・参議院議員選挙費委託金の増額

⑥財産収入

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
財産収入総額	5,400	6,483	△ 1,083	△ 16.7
財産運用収入(土地貸付、基金利子)	3,900	3,723	177	4.8
財産売払収入	1,500	2,760	△ 1,260	△ 45.7
上記のうち、改良住宅譲渡処分収入	1,000	2,200	△ 1,200	△ 54.5

・財産売払収入は譲渡希望者の減少に伴い、譲渡予定数減により計上額減。

⑦寄附金

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
寄付金総額	22,100	50,100	△ 28,000	△ 55.9
ふるさと応援寄付金	22,000	50,000	△ 28,000	△ 56.0

・ふるさと応援金については、返礼品対応事業者の業務縮減による減を加味し計上

⑧繰入金

٠,١	N/ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
	主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
氧	繰入金総額		180,893	127,113	70.3
	特別会計繰入金	3,600	1,683	1,917	113.9
	財政調整基金繰入金	219,178	69,927	149,251	213.4
	減債基金繰入金	40,000	51,589	△ 11,589	△ 22.5
	福祉基金繰入金	5,480	6,300	△ 820	△ 13.0
	青少年育成基金繰入金	595	624	△ 29	△ 4.6
	ふるさと基金繰入金	12,690	11,000	1,690	15.4
	ふるさと応援基金繰入金	26,463	39,770	△ 13,307	△ 33.5

- ・特別会計繰入金は国保会計から福祉医療に関しての繰入金の増額。
- ・財政調整基金については、財源調整のため必要な額を繰入。
- ・減債基金繰入金については、特定の地方債の償還のために積み立てた資金をもって、当該地方債の償還の財源に充てるときに繰入。
- ・福祉基金繰入金は保健福祉センターの修繕事業に充当。
- ・青少年育成基金繰入金はスポーツ少年団への補助事業に充当。
- ・ふるさと基金繰入金は甲良町まちづくり総合補助金のまちづくり事業に充当
- ・ふるさと応援基金繰入金は、園小中の給食費無償化事業へ26,463千円を充当。

9諸収入

	主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
諸収入総額		93,436	99,454	△ 6,018	△ 6.1
	住宅新築資金等貸付金元利収入	13,548	5,767	7,781	134.9
	後期広域連合検診業務受託収入	2,700	2,664	36	1.4
	介護予防一体的事業受託金	8,528	10,532	△ 2,004	△ 19.0
	派遣職員給与等戻入	-	6,000	△ 6,000	皆減
	コミュニティ事業助成金	12,000	14,300	△ 2,300	△ 16.1
	事業に伴う同級他団体負担金	-	3,815	△ 3,815	皆減

- ・住宅新築資金等貸付金元利収入は、和解等回収業務の進展により増加が見込まれるもの。
- ・後期広域連合検診業務受託収入は、後期高齢者医療保険広域連合から受託実施する健診業務等 に対する収入を計上したものであり、介護予防一体的事業受託金は、後期高齢者医療保険広域連合 から受託実施する高齢者の健康づくり事業に対する収入を計上したもの。
- ・組合等派遣職員給与につき当該組合等から戻入されるものであり、派遣終了に伴う減。
- ・コミュニティ事業助成金については、自治会等(7団体)の応募を歳入歳出とも全数計上し、交付決定後すぐに対応できるようしているもの。不採択の場合は補正予算で減額。
- ・事業に伴う同級他団体負担金は、事業精算により減。

⑩地方債

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
地方債総額	179,900	176,947	2,953	1.7
臨時財政対策債	-	6,447	△ 6,447	皆減
公共交通確保事業債(ソフト事業)	25,000	25,000	0	0.0
近江鉄道線輸送安全確保事業債	-	7,000	△ 7,000	皆減
福祉医療助成事業債(ソフト事業)	10,000	10,000	0	0.0
保健福祉センター非常用発電機整備事業債	14,700	14,700	0	0.0
保健福祉センター多目的研修室等復旧事業債	9,800	-	9,800	皆増
甲良西こども園安全確保事業債	700	-	700	皆増
社会資本整備交付金事業債	25,300	30,200	△ 4,900	△ 16.2
道路新設改良事業債	12,600	15,500	△ 2,900	△ 18.7
防災行政無線整備事業債	44,600	10,000	34,600	346.0
消防団消防車整備事業債	31,100	-	31,100	皆増
甲良東小学校教室改修事業債	-	9,300	△ 9,300	皆減
東小学校プール解体フェンス整備事業債	-	22,200	△ 22,200	皆減
町立小学校空調設備改修事業債	-	12,700	△ 12,700	皆減
町立小学校消防設備改修事業債	-	10,100	△ 10,100	皆減
甲良西小学校複合遊具整備事業債	-	3,800	△ 3,800	皆減
甲良中学校空調設備改修事業債	1,000	-	1,000	皆増
甲良中学校安全確保事業債	2,700	-	2,700	皆増
町立図書館空調設備改修事業債	2,400	-	2,400	皆増

- ・各種事業費用について、年度間の平準化を図るため、町債を計上。
- ・臨時財政対策債は、普通交付税の代替として借入が許可されるものであり、制度設立後初めてゼロになる。
- ・保健福祉センター非常用発電機整備事業債、防災行政無線整備事業債、消防団消防車整備事業 債は、緊急防災・減災事業債(充当率100%、普通交付税参入率70%)の借入を予定するもの。
- ・その他の事業は、過疎対策事業債(充当率100%、普通交付税参入率70%)の借入を予定するもの。

4 歳出 (款別) (単位: 千円、△減、率%)

生力	令和7年		令和6年度		比較	
款	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
01 議会費	56,785	1.3	56,562	1.4	223	0.4
02 総務費	1,019,930	23.5	952,660	22.8	67,270	7.1
03 民生費	1,436,383	33.1	1,396,385	33.4	39,998	2.9
04 衛生費	290,538	6.7	255,427	6.1	35,111	13.7
05 労働費	1,375	0.0	1,375	0.0	0	0.0
06 農林水産業費	94,750	2.2	92,561	2.2	2,189	2.4
07 商工費	29,270	0.7	25,862	0.6	3,408	13.2
08 土木費	387,246	8.9	412,822	9.9	△ 25,576	△ 6.2
09 消防費	258,384	5.9	173,983	4.2	84,401	48.5
10 教育費	513,744	11.8	529,115	12.7	△ 15,371	△ 2.9
11 災害復旧費	3	0.0	3	0.0	0	0.0
12 公債費	250,606	5.8	281,586	6.7	△ 30,980	△ 11.0
13 諸支出金	315	0.0	363	0.0	△ 48	△ 13.2
14 予備費	4,000	0.1	4,000	0.1	0	0.0
合計	4,343,329	100.0	4,182,704	100.0	160,625	3.8

款別歳出の主なもの

【議会費】議会の運営に関する経費

【総務費】 庁舎の管理や総務、企画、財政、町税の賦課徴収、戸籍事務、選挙事務、電算システム運営 など町の全般的な管理事務に関する経費

【民生費】 高齢者や障がい者、児童などの福祉向上、こども園の運営、地域総合センター運営などに関する経費

【衛生費】保健衛生、環境保全、ごみ処理などに関する経費

【労働費】労働者の福祉向上などに関する経費

【農林水産業費】農林水産業の振興、土地改良などに関する経費

【商工費】商工業の振興、観光、道の駅の運営などに関する経費

【土木費】 道路や河川、公園、町営住宅などの施設の整備や維持管理に関する経費

【消防費】消防や防災対策などに関する経費

【教育費】小中学校の管理運営、生涯学習、スポーツの振興など教育全般に関する経費

【公債費】今まで借りた借入金の返済に要する経費

【諸支出金】上記の区分に含まれない経費

5 歳出(性質別)

(単位:千円、△減、率%) 令和7年度 令和6年度 比較 区分 増減率 当初予算額 構成比 当初予算額 構成比 増減額 義 人件費 26.7 1,058,796 1,160,360 25.3 101,564 9.6 務 扶助費 0.2 372,241 8.6 371,451 8.9 790 的 公債費 250,379 5.8 281.579 6.7 △ 31,200 \wedge 11.1 経 費 計 1,782,980 41.1 1,711,826 40.9 71,154 4.2 投 普通建設事業費 245,738 5.7 231,969 5.5 13,769 5.9 箵 的 災害復旧事業費 3 0.0 3 0.0 0 0.0 経 計 5.7 5.5 245,741 231,972 13,769 5.9 費 物件費 1,040,017 23.9 976,907 23.4 63,110 6.5 般 維持補修費 37,795 0.9 46,698 1.1 △ 8,903 \triangle 19.1 行 政 補助費等 823,571 19.0 790,874 18.9 32,697 4.1 経 計 4.8 1,901,383 43.8 1,814,479 43.4 86,904 費 積立金 23,526 0.5 51,493 1.2 △ 27,967 △ 54.3 そ 投資·出資金 0 0.0 0 0.0 0 0.0 0 貸付金 1 0.0 350 0.0 △ 349 △ 99.7 他 繰出金 385,698 8.9 368,584 8.8 17,114 4.6 経 予備費 4,000 0.1 4,000 0.1 0 0.0 曹 413,225 9.5 424,427 計 10.1 △ 11,202 △ 2.6 160,625 合計 4,343,329 100.0 4,182,704 100.0 3.8

性質別歳出の主なもの

- ◎義務的経費 人件費や借入金の返済など、毎年必ず必要になる経費
 - 【人 件 費】 職員の給料や手当、町議会議員の報酬などに関する経費
 - 【扶助費】 障がい者の支援、児童手当などの福祉や医療などに関する経費
 - 【公 債 費】 これまでの借入金の返済に要する経費
- ◎投資的経費 道路や学校など公共施設の建設、改良などに関する経費
 - 【普诵建設事業費】 道路や公園、学校など公共施設の建設や整備に関する経費
 - 【災害復旧事業費】 災害によって生じた被害の復旧経費
- ◎一般行政経費 ハード事業である投資的経費に対し、ソフト事業に要する経費
 - 【物 件 費】 旅費や消耗品費、光熱水費、施設管理の委託料などに関する経費
 - 【維持補修費】 道路や建物などの維持補修などに関する経費
 - 【補助費等】各種団体に対する補助金や一部事務組合への負担金などに関する経費
- ◎その他の経費 上に記載の分類に含まれない経費
 - 【積 立 金】 町の貯金である基金へ積み立てる経費
 - 【繰出金】国民健康保険特別会計など一般会計から特別会計へ支出する経費
 - 【予 備 費】 急を要する場合で少額軽微な支出が発生し、計上予算では不足する場合、 各事業費に組み替えて支出するもの

[※] 地方財政状況調査における分類基準に基づく分析です。

6 歳出の主な増減理由

一般会計の歳出増減の主なものは、以下のとおりです。

なお、各目名称に「()」でくくられた事業名がついた項目は、各目の予算の内数として記載しているものとなります。

(単位:千円、△減、率%)

①議会費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
議会費総額	56,785	56,562	223	0.4
人件費	46,108	45,011	1,097	2.4

[・]議会費は、給与改定による人件費の増

②総務費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
総務費総額	1,019,930	952,660	67,270	7.1
人件費 (款総括のため以下の項目と一部重複)	366,714	329,796	36,918	11.2
(目)一般管理費	330,254	301,439	28,815	9.6
(目)文書広報費	9,828	16,327	△ 6,499	△ 39.8
(目)財産管理費	55,441	47,710	7,731	16.2
(目)企画費(ふるさと納税推進事業)	33,004	75,076	△ 42,072	△ 56.0
(目)企画費(定住化促進事業)	14,294	11,688	2,606	22.3
(目)電子計算費(自治体情報システム標準化対応事業)	224,058	256,477	△ 32,419	△ 12.6
(目)電子計算費(上記事業除く)	121,931	71,458	50,473	70.6
(目)電子計算費(ノートパソコリース更新事業)	38,227	-	38,227	皆増
(目)交通安全対策費	39,440	60,952	△ 21,512	△ 35.3
(目)防犯対策費	5,188	2,580	2,608	101.1
(目)賦課徴収事業	34,223	16,657	17,566	105.5
(目)戸籍住民基本台帳費	24,837	15,459	9,378	60.7
(目)選挙費(参議院議員選挙費)	11,569	_	11,569	皆増
(項)統計調査費	3,260	1,077	2,183	202.7

- ・一般管理費は、町制70周年記念式典の開催、財政健全化の取組として業務量調査実施等による増額
- ・ 文書広報費の減は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う例規整備事業、アナログ規制点検・見直し事業完了等による。
- ・財産管理費の増は、防災機能を含む新庁舎建設に向けた整備基本計画支援業務委託の実施等による。
- ・ふるさと納税推進事業は、返礼品対応事業者の業務縮減の影響により寄附金減額見込み等による。
- ・定住化促進事業の増は、新たに地域おこし協力隊の任用開始等による。
- ・ 自治体情報システム標準化対応事業は、国が主導して行う、行政で使用する主要な 2 0 分野の業務システムを全国統一化する事業。R7年度末までの標準化対応を求められている。
- ・上記を除く電子計算費については、住民基本台帳ネットワークをはじめとする機器更新費用増等による。
- ・交通安全対策費の減は、近江鉄道上下分離化の開始による一般社団法人近江鉄道線管理機構へ の負担金、バス運行本数減によるバス路線維持費の負担金の減等による。
- ・防犯対策費の増は、国の交付金を活用し防犯対策の実施に伴う増。
- ・賦課徴収事業においては、自治体情報システム標準化対応に伴う固定資産土地評価システム構築業務等により増。
- ・戸籍住民基本台帳費の増は、個人番号事務にかかるパソコンリース料、読み仮名対応業務費用の増 等による。
- ・選挙費については、参議院議員選挙による費用の増。
- ・統計調査費では、国勢調査を実施。R8経済センサス調査の準備費用も計上。

③民牛費

	2427						
	主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率		
J	民生費総額	1,436,383	1,396,385	39,998	2.9		
	人件費 (款総括のため以下の項目と一部重複)	373,199	347,116	26,083	7.5		
	(目)社会福祉総務費(国民健康保健事業会計繰出金)	77,317	84,557	△ 7,240	△ 8.6		
	(目)社会福祉総務費(在宅障害者福祉事業)	20,144	18,842	1,302	6.9		
	(目)社会福祉総務費(障害者自立支援事業)	161,969	156,917	5,052	3.2		
	(目)社会福祉総務費(価格高騰対策支援給付金事業)	-	48,885	△ 48,885	皆減		
	(目)介護保険費	166,789	149,855	16,934	11.3		
	(目)後期高齢者医療費	150,610	142,934	7,676	5.4		
	(目)児童措置費	129,293	98,174	31,119	31.7		
	(目)認定こども園費	308,475	290,059	18,416	6.3		

- ・国民健康保健事業会計繰出金は、事務費繰出金が減少したことにより減。
- ・在宅障害者福祉事業の増は、児童発達支援事業、重症心身障害者サービスの増加等により増。
- ・障害者自立支援事業の増は、自立支援介護等給付費負担金の増等による。
- ・価格高騰対策支援給付金事業は、事業完了による減。
- ・介護保険費の増は、介護給付費の増に伴う繰出金の増等によるもの。
- ・後期高齢者医療費の増は、広域連合からの受託事業(健診業務、健康づくり業務)の増による。
- ・児童措置費の増は、令和6年10月の制度改正により児童手当の対象人数増加に伴うもの。
- ・認定こども園費については、人件費の変動、放送設備修繕等による増。

④衛牛費

<u> </u>	/HI-200						
	主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率		
徝	新生費総額	290,538	255,427	35,111	13.7		
	人件費(款総括のため以下の項目と一部重複)	『重複》 28,255 20,		7,891	38.7		
	(目)予防費	27,392	19,560	7,832	40.0		
	(目)環境衛生費	7,385	5,682	1,703	30.0		
	(目)母子衛生費	15,843	16,460	△ 617	△ 3.7		
	(目)塵芥処理費	140,112	135,011	5,101	3.8		
	(目)し尿処理費	44,712	42,959	1,753	4.1		
	(目)上水道費	18,001	1	18,001	皆増		

- ・予防費の増は、新型コロナウイルス感染症予防接種委託費用の増等による。
- ・環境衛生費の増は、彦根愛知犬上広域行政組合負担金(斎場)の増等による。
- ・母子衛生費の減は、保健衛生推進業務委託(看護師派遣)の減等による。
- ・塵芥処理費の増は、粗大ゴミ収集委託費の増、一般廃棄物収集運搬業務委託の増等による。
- ・し尿処理費の増は、湖東広域衛生管理組合負担金(し尿)の増による。
- ・上水道費の増は、国の交付金を活用し物価高騰支援(上水道の基本料金減免)実施による増。

⑤労働費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
労働費総額	1,375	1,375	0	0.0
(目)雇用対策費	1,375	1,375	0	0.0

6農林水産業費

主な増減項目		令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
胿	農林水産業費総額	94,750	92,561	2,189	2.4
	人件費	39,173	37,336	1,837	4.9
	(目)農業委員会費	2,714	4,735	△ 2,021	△ 42.7
	(目)農業振興費	16,387	6,074	10,313	169.8

(目)獣害対策費	2,359	5,659	△ 3,300	△ 58.3
(目)せせらぎの里管理費	5,220	10,157	△ 4,937	△ 48.6

- ・農業委員会費の減は、「地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)」作成完了に伴う費用減等による。
- ・農業振興費の増は、農業経営体に対し、農業用機械・施設導入補助等による。
- ・獣害対策費の減は、ニホンザル個体数調整推進事業完了に伴う費用減等による。
- ・せせらぎの里管理費の減は、POSレジシステム導入(R5補正~R6)に伴う指定管理料の減等による。

⑦商工費

主な増減項目		令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
商	工費総額	29,270	25,862	3,408	13.2
	人件費	7,052	5,893	1,159	19.7
	(目)商工振興費	8,500	8,650	△ 150	△ 1.7
	(目)観光振興費	13,598	11,319	2,279	20.1

- ・商工振興費の減は、小口簡易資金貸付金減による
- ・観光振興費の増は、町制70周年記念事業に伴う費用増等による。

⑧十木費

	主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
-	上木費総額	387,246	412,822	△ 25,576	△ 6.2
	人件費	42,724	47,586	△ 4,862	△ 10.2
	(目)地籍調査費	17,428	11,490	5,938	51.7
	(目)道路橋梁維持費	17,141	23,218	△ 6,077	△ 26.2
	(目)道路橋梁新設改良費	67,690	89,220	△ 21,530	△ 24.1
	(目)住宅管理費	40,300	42,545	△ 2,245	△ 5.3
	(目)下水道費	186,970	196,048	△ 9,078	△ 4.6

- ・地籍調査費の増は、R7予定の調査業務量(委託費)の増によるもの。
- ・道路橋梁維持費の減は、町道除草管理の減、道路維持補修工事費の減、登記委託の増等による。
- ・道路橋梁新設改良事業費の減は、道路施設等状況調査の実施完了による減等による。
- ・住宅管理費の減は、改良住宅譲渡に要する費用の減、住宅修繕料の減、弁護士費用の増、宅地用 地確保事業化調査の増等による。
- ・下水道費の減は、下水道事業会計における起債償還の進捗に伴う繰出金の減による。

9消防費

_,	2/13/2×						
主な増減項目		令和7年度	令和6年度	増減額	増減率		
>	肖防費総額	258,384	173,983	84,401	48.5		
	(目)常備消防費	138,102	131,964	6,138	4.7		
	(目)非常備消防費	48,928	20,668	28,260	136.7		
	(目)防災費	71,354	21,351	50,003	234.2		

- ・ 常備消防費の増は、通信指令システム車両の更新に伴う委託先(彦根市)への委託金の増による。
- ・非常備消防費の増は、防火水槽修繕費の増、消防車両更新に伴う経費増等による。
- ・防災費の増は、町地域防災計画の改定費用の増、町防災行政無線更新事業に伴う委託料の計上等による。

⑩教育費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
教育費総額	513,744	529,115	△ 15,371	△ 2.9
人件費(款総括のため以下の項目と一部重複)	252,936	221,678	31,258	14.1

(目)事務局費	100,047	84,574	15,473	18.3
(目)教育振興費	139,930	133,180	6,750	5.1
(目)教育施設整備費(甲良東小学校教室改修事業)	-	9,361	△ 9,361	皆減
(目)教育施設整備費(町立小学校空調設備改修事業)	-	19,122	△ 19,122	皆減
(目)教育施設整備費(町立小学校消防設備改修事業)	-	13,879	△ 13,879	皆減
(目)教育施設整備費(西小学校複合遊具整備事業)	-	5,410	△ 5,410	皆減
(目)教育施設整備費(東小学校プール解体フェンス整備事業 債)	-	29,733	△ 29,733	皆減

- ・事務局費の増は、子どもの学力向上支援・保護者支援事業の増および人件費の増等による。
- ・教育振興費の増は、公務支援システム更新、不登校支援員1名の新規配置、クラブ活動推進事業補助金、学力向上事業補助金(検定試験料補助)等による。
- ・教育施設整備費内の対象事業は毎年度変動。

⑪公債費

	主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
1	公債費総額	250,606	281,586	△ 30,980	△ 11.0
	元金	241,823	273,045	△ 31,222	△ 11.4
	利子	8,556	8,534	22	0.3

残高減少による

迎その他

・災害復旧費、予備費については前年同額を計上。諸支出金は徴税配分金として必要額を計上

Ⅳ. 基金残高見込み

(単位:円)

基金名	令和5年度末 残高	令和6年度末 見込み残高	令和7年度中 積立額	令和7年度中 取崩額	令和7年度末 見込み残高
財政調整基金	772,346,505	771,471,505	300,000	219,178,000	552,593,505
減債基金	126,233,287	129,450,287	26,000	40,000,000	89,476,287
教育施設整備基金	12,014,580	12,021,580	3,000	0	12,024,580
青少年育成基金	14,085,846	14,093,846	3,000	595,000	13,501,846
ふるさと基金	80,740,387	80,782,387	17,000	12,690,000	68,109,387
ふるさと応援基金	220,038,493	200,382,493	22,045,000	26,463,000	195,964,493
福祉基金	123,487,438	124,658,438	1,132,000	5,480,000	120,310,438
墓地公園管理基金	5,503,818	5,236,818	1,000	1,000,000	4,237,818
土地開発基金	148,779,010	148,779,010	0	0	148,779,010
普通会計 計	1,503,229,364	1,486,876,364	23,527,000	305,406,000	1,204,997,364
国民健康保険財政調整基金	80,230,479	68,101,479	20,000	26,752,000	41,369,479
介護保険給付費準備基金	61,913,259	31,445,259	1,000	29,596,000	1,850,259
特別会計 計	142,143,738	99,546,738	21,000	56,348,000	43,219,738
合 計	1,645,373,102	1,586,423,102	23,548,000	361,754,000	1,248,217,102

V. 地方債残高見込み

(単位:千円)

会計区分	令和5年度末 残高	令和6年度末 見込み残高	令和7年度中 借入額	令和7年度中 償還額	令和7年度末 見込み残高
一般会計	1,683,528	1,583,881	179,900	241,823	1,521,958
下水道会計	3,025,501	2,952,784	126,400	295,929	2,783,255
上水道会計	357,049	292,543	0	60,128	232,415
合 計	5,066,078	4,829,208	306,300	597,880	4,537,628

VI. 特別会計予算の状況 (企業会計除く)

本町の公営企業以外の特別会計は4事業あり、それぞれの事業目的を達するため、必要な予算を計上している。その詳細は、次ページから。

会計名 国民健康保険特別会計 担当課 住民人権課

1. 事業目的・概要

病気になったときやケガをしたとき、安心して医療を受けられるための医療保障制度として、加入者からの国民健康保険税、国、県、町(一般会計)の負担により加入者の医療費負担を軽減することを目的に 設置された特別会計

医療機関等受診時の自己負担額以外の給付や高額療養費の給付、出産育児一時金や葬祭費の支給のほか、保健事業として特定健診や人間ドックの利用助成など医療費軽減のための事業も実施している。

		令和7年度当初予算		令和6年度当初予算		差引額	
	国民健康保険税	138,638	千円	134,804	千円	3,834	千円
財	国県支出金	682,008	千円	677,769	千円	4,239	千円
源内	一般会計繰入金	77,317	千円	84,457	千円	△ 7,140	千円
訳	その他特定財源	26,837	千円	19,729	千円	7,108	千円
	その他一般財源	1,092	千円	597	千円	495	千円
	事業費合計	925,892	千円	917,356	千円	8,536	千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

◎世帯数及び被保険者数の推移(各年度末現在 年報より)

R5 R4 R3 R2

世 帯 数 948世帯 966世帯 1,013世帯 1,018世帯 被保険者数 1,565人 1,633人 1,738人 1,742人

◎国民健康保険税収納額推移

137, 952, 977円 (R5) 136, 329, 230円 (R4) 141, 013, 713円 (R3) 148, 133, 986円 (R2)

◎本年度の特徴

- ・保険料(税)の県内統一化に向けて令和6年度から賦課方式を4方式から3方式へ変更しました。今後、適正な時期を計りながら保険税の見直しに取り組みます。
- ・令和6年度から甲良町国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づいた事業実施に努めています。
- ・特定健診受診率向上に引き続き努めます。

◎特定健診受診率

R5 42.1% R4 41.1% R3 37.0% R2 30.6% R1 45.0% H3O 51.5%

会計名 後期高齢者医療事業特別会計

担当課

住民人権課

1. 事業目的・概要

後期高齢者医療事業特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律により設置される、保険料の徴収及び広域連合への納付に関する収支管理とその管理に必要な経費を計上する会計である。 後期高齢者医療制度の概要は、次のとおり。

- ①高齢者の負担する保険料と、若い世代が公平に負担する基盤安定支出金により、高齢者の医療費を 安定的に支え、医療サービスの質の維持と向上を目的とする医療保険制度である。
- ②対象者は、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害がある者。
- ③保険料は、被保険者均等負担の「均等割額」と、前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計額である。保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が決定し、徴収は各市町が行う。
- ④町は制度運営の安定を目的として、保険料の徴収、被保険者証や限度額適応認定証など各種帳票の交付、高額療養費や葬祭費等の給付申請の受付を行い、滋賀県後期高齢者医療広域連合に申達する。また、対象者が後期高齢者医療制度にスムーズに加入できるよう窓口業務を行う。

		令和7年度当初予算		令和6年度当初予算		差引額	
	後期高齢者医療 保険料	68,949	千円	66,673	千円	2,276	千円
財源	一般会計繰入金 (保険基盤安定)	28,727	千円	27,889	千円	838	千円
内訳	一般会計繰入金 (事務費分)	6,308	千円	5,525	千円	783	千円
	その他財源	424	千円	535	千円	Δ 111	千円
	事業費合計	104,408	千円	100,622	千円	3,786	千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

◎後期高齢者保険料および被保険者数

●令和6年度

(本算定時)保険料 特徴 50,756,042円 普徴 17,147,712円

(令和6年 4月1日時点)被保険者数 1,258人

●令和5年度

(本算定時)保険料 特徴 45,661,523円 普徴 13,087,333円

(令和5年 4月1日時点)被保険者数 1,195人

●令和4年度

(本算定時)保険料 特徴 44,285,571円 普徴 11,863,907円

(令和4年 4月1日時点)被保険者数 1.166人

◎介護予防の一体的事業について

_高齢者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、後期高齢者医療・国民健康保健・介護予防・ 健康づくり等庁内担当及び関係団体との連携のもと、一体的な実施をすることにより効率的に地域の健 康課題を分析・企画・調整・評価等を行い高齢者に対する支援を行う継続的な事業

令和7年度事業 ①複数の疾患を持つ高齢者数名に対する栄養士の個別訪問

②栄養士会に委託し地域サロンで主に栄養面についての説明

③運動指導士による筋トレ・ストレッチ教室

※この事業は、後期高齢者に関するものであるが、予算は一般会計で計上しています。

会計名 担当課 介護保険事業特別会計 保健福祉課

1. 事業目的•概要

介護保険法の規定により、介護保険事業については特別会計とすることとされていることから 設置された会計。65歳以上から徴収する介護保険料(40歳以上65歳未満は社会保険料)、国や県、 町(一般会計)からの負担金・交付金・繰入金を歳入として事業を実施している。 事業内容は大きくは2つある。

- ①保険事業 施設介護サービスや居宅介護サービス等各種の介護給付。
- ②地域支援事業 要支援と認定された方や未認定でも機能低下がみられる方を対象とした介護予 防事業を行うほか、高齢者の権利擁護事業等を実施している。

なお、運用に必要となる事務費に相当する部分は、町からの繰入で賄うものとされている。

		令和7年度当初予算		令和6年度当初予算		差引額	
	介護保険料	189,700	千円	179,500	千円	10,200	千円
財	国県支出金	398,532	千円	355,107	千円	43,425	千円
源内	支払基金交付金	268,176	千円	238,922	千円	29,254	千円
訳	一般会計繰入金	166,667	千円	166,061	千円	606	千円
	その他財源	31,787	千円	18	千円	31,769	千円
	事業費合計	1,054,862	千円	939,608	千円	115,254	千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

《前年度との比較》

【令和6年10月1日現在】

- ・65歳以上の人口2,290人(前年同月比19人増)・認定者数489人(前年同月比17人増)
- 認定率 21.35% (前年同月比0.55%增)
- ・40歳から64歳認定者数 6人(前年同月比4人減)

【令和6年度~令和8年度】

7. 200円 標準保険料(第5段階)

【令和7年度当初予算額】 1,054,862千円 115,254千円増 【前年度比12.26%增】

■(款)総務費 24.513千円【前年度比2.444千円増】

> (項) 総務管理費(給料・共済費 等) (15,113千円) 【前年度比 647千円減】 (項)計画策定委員会費(3,537千円) 【前年度比3,091千円増】

978.285千円【 107.984千円増】 ■(款)保険給付費

> (項)介護サービス等諸費(910,450千円) 【前年度比99,000千円増】 うち、居宅介護サービス給付費 31,000千円増 居宅介護住宅改修費 1.100千円増 地域密着型サービス給付費 12,000千円増 施設介護サービス給付費 52,000千円増 施設介護サービス計画給付費 2.900千円増

■(款)地域支援事業費 50.540千円【4.821千円増】

> (項)介護予防・生活支援サービス事業費(12,636千円) 【前年度比152千円増】 152千円増

うち、通所型サービスA及びC委託料

認知症総合事業費(報酬、印刷製本費)

(項)一般介護予防事業費(2.587千円) 【前年度比231千円増】 うち、介護予防普及啓発活動事業委託 257千円増 地域活動支援事業委託 26千円減

(項)包括的支援事業·任意事業(35.317千円) 【前年度比4,438千円増】

うち、包括的支援事業費(給料・共済費 等) 4.317千円増 生活支援体制整備事業費(給料・共済費 等) 596千円増 任意事業(通信運搬費) 32千円減 権利擁護事業費(手数料、助成金) 195千円減 在宅医療・介護連携推進事業費(負担金) 188千円増

436千円減

会計名 墓地公園事業特別会計 担当課 住民人権課

1. 事業目的・概要

長寺地先にある熊物墓地は3字(長寺東・長寺西・雨降野)の共同墓地であったが、世帯数の増加により墓標・墓石が乱立しており、参詣者の通路も無い状況であった。これらにより地元自治会等の要望も多く、当時整備の進んでいた甲良町総合運動公園の隣接土地を墓地として新規整備を行い、希望する住民への販売を開始した。同時に管理に要する経費も合わせて、経理を整理するため、特別会計を設置し運用しているもの。現在も、残る墓地の販売促進、墓地管理を実施している。

沿革 ·~平成11年度 区画数 396区画 1区画面積 4㎡(2m×2m) を整備

・平成12年度 墓地設置管理条例施行、特別会計運用開始。甲良町住民に限り永代使用許可を実施。

- •平成14年度 甲良町出身者に永代使用許可を拡大。
- •平成17年度 町外の希望者にも永代使用許可を拡大。

		令和7年度当初予算		令和6年度当初予算		差引額	
	永代使用料	760	千円	690	千円	70	千円
財	管理料	153	千円	158	千円	Δ 5	千円
源内	一般会計借入金	0	千円	0	千円	0	千円
訳	墓地公園管理基金 繰入金	1,000	千円	270	千円	730	千円
	その他一般財源	12	千円	12	千円	0	千円
	事業費合計	1,925	千円	1,130	千円	795	千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

- ・本墓地公園の総区画数は396区画あり、令和7年2月末現在の残区画数は172区画
- ・永代使用料について、町内在住者・町内出身者は230,000円、それ以外の者は300,000円
- 管理料は、年間2,400円とし、10年分を前納
- ・公園内の維持管理として、年2回の除草、防草シート敷設、トイレ修繕
- ・販売促進として、墓地情報をネット掲載する。

近年、少子高齢化の影響や墓に関する考え方の変化により、墓の維持管理ができず墓じまいをする傾向が多くみられる。今後、販売促進のため、インターネットを活用し墓地情報を発信する等、少しでも多く販売できるようPRする。

会計名 下水道事業会計 担当課 建設水道課

1. 事業目的・概要

甲良町下水道事業は、適正な生活排水処理の推進を目的に下水道施設の計画的な改修及び更新、 適正な維持管理を行っています。 本年度においても下水道事業の経営に必要となる収益的収支予算と 資産の整備に必要となる資本的収支予算にて事業を取り組みます。

(概要) ・計画処理面積 : 458.5ha(うち整備済面積402.8ha)

•管渠延長 : 87km

マンホールポンプ:6箇所(12基) 呉竹・小川原・長寺西

		令和7年度当初予算		令和6年度当初予算		差引額	
	収益的収入	319,106 T	一円	334,512	千円	△ 15,406	千円
	営業収益	89,019 T	一円	89,544	千円	△ 525	千円
	営業外収益	230,087 T	一円	244,968	千円	△ 14,881	千円
	(留保財源)	△ 5,226 千	一円	0	千円	△ 5,226	千円
財	収益的支出	313,880 T	一円	334,512	千円	△ 20,632	千円
源内	資本的収入	222,089 T	一円	311,278	千円	△ 89,189	千円
内訳	企業債	126,400 T	一円	221,100	千円	△ 94,700	千円
	補助金	95,529 T	一円	90,018	千円	5,511	千円
	分担金	160 Ŧ	一円	160	千円	0	千円
	(補填財源)	111,327 Ť	一円	6,468	千円	104,859	千円
	資本的支出	333,416 Ť	一円	317,746	千円	15,670	千円
	事業費合計	647,296	一円	652,258	千円	△ 4,962	千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

・令和7年度の主な事業としては、甲良町公共下水道事業計画の策定と維持管理(施設の保守点検、水質検査・管路調査等)である。

甲良町公共下水道事業計画においては、将来的に、下水道計画人口や計画汚水量の減少を想定した変更図書を作成します。

なお、本計画は滋賀県知事の許可を必要とし、期間は令和8年度から12年度までの5年間で、成果は、 計画期間内において社会資本整備交付金を活用した下水道事業ができる事になります。

(予算科目) 収益的支出

委託料 : 20,000 千円

甲良町公共下水道事業計画 企業会計システム構築

資本的支出

固定資産購入費 : 14,575 千円

企業会計システム購入 マンホールポンプ購入

会計名 水道事業会計 担当課 建設水道課

1. 事業目的・概要

本町水道事業は、地方公営企業の目的である公共性を発揮するとともに、水道法に基づき安全で安心できる良質な水道水の供給を図りながら施設の整備などを推進しています。現在の施設は、第3次拡張事業を平成6年3月に事業認可を受けた施設で正楽寺配水池からの自然流下方式と呉竹水道事務所から直送配水方式の2系統での供給を行っている。

(概要) ·計画給水人口: 9.200人 ·給水区域面積: 13.63km2

·配水池:1池(配水能力:7,100㎡/日) · 净水池:1池

•配水管延長: 96,910m •送水管延長: 5,930m • 導水管: 480m

		令和7年度当初予	算	令和6年度当初予	⁵ 算	差引額	
	収益的収入	183,760	千円	182,210	千円	1,550	千円
	営業収益	132,045	千円	148,275	千円	△ 16,230	千円
	営業外収益	51,715	千円	33,935	千円	17,780	千円
財	(留保財源)	△ 8,824	千円	△ 18,910	千円	10,086	千円
源	収益的支出	174,936	千円	163,300	千円	11,636	千円
内訳	資本的収入	1	千円	1	千円	0	千円
八	工事負担金	1	千円	1	千円	0	千円
	補助金	2,970	千円	0	千円	2,970	千円
	(補填財源)	99,100	千円	150,489	千円	△ 51,389	千円
	資本的支出	102,071	千円	150,490	千円	△ 48,419	千円
	事業費合計	277,007	千円	313,790	千円	△ 36,783	千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

・水道事業においては、水道施設の老朽化等による更新が完了し、主な事業としては水道施設包括管理 委託業務である維持管理(水質検査・機械等の修繕)である。

(予算科目)

■収益的支出

委託料 : 17.558千円

水道施設包括管理委託

甲良町指定給水装置工事事業者協同組合待機

修繕費 : 9.923千円

配水管等の漏水修理

浄水場及び配水池機器修繕

■資本的支出

委託料 : 5,500千円

水道事務所 電気計装更新設計委託

工事費 : 30,000千円

草刈橋水管橋布設工事

備品購入費 : 5,940千円

企業会計システム導入

Ⅵ. 各課運営方針

10カ年の町の運営の方向を定めた町の最上位計画である「第4次甲良町総合計画(計画期間令和3年度~令和12年度)」では、町の将来像として、

「せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち〜住む人が誇りに思う町をめざして〜」を掲げています。

これを実現するため、総合計画に定めるまちづくりの基本目標5つを始め、総合計画に内包された「第2期甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で特に力を入れるとしている4つの重点プロジェクトの実施が各課には求められています。

また、令和4年4月から過疎地域に指定された本町では、持続発展的なまちづくりの実現への 方策を定めた「甲良町持続可能な地域づくり計画」において示した11の指針に基づく、ハード・ソフ ト両側面からの施策を進めていく必要もあります。

以下に示すこれらの目標等は町全体の基本的な政策目標となるものですが、各課はこれらを踏まえ、令和7年度における課としての運営方針を次ページからのとおり定めています。

○第4次甲良町総合計画 基本目標

基本目標1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造

基本目標2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」

基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会

基本目標4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町

基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

○第2期甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略 重点プロジェクト

重点プロジェクト① 若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創出する

重点プロジェクト② 新しい人の流れを作るために「魅力ある住環境」を整備・発信する

重点プロジェクト③「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実

重点プロジェクト④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する

〇甲良町持続可能な地域づくり計画 基本理念及び指針

基本理念 時代に関け、皆で協えるまち甲良

指針1 内発的発展に向けた 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の推進

指針2 地域活性化のための産業振興と雇用創出

指針3 住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進

指針4 住民の日常生活を支える交通網の整備

指針5 定住を支える基盤の確保

指針6 健康で幸せな生活を送るための環境整備

指針7 誰一人取り残さないための医療体制の確保

指針8 次世代育成に向けた教育の展開

指針9 持続発展的な集落運営組織の構築

指針 10 住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用

指針 11 豊かな地域づくりに向けた再生可能エネルギーの活用

令和 7年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	議会事務局
所属長名	橋本 浩美

1. 課の基本方針

1.「甲良町議会基本条例」は、町民に身近な意思決定機関として、議会および議員の活動の活性化と充
実のために必要な基本事項を定めたものである。その条例に沿った公正で町民に開かれた議会運営の推
進を図り、議決機関として、町民に信頼され、その負託に応えていけるよう、議員の議会活動を補佐す
る。
2.監査委員を補佐し、公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するよう努める。

2. 課の重点施策

- 1.「甲良町議会基本条例」に沿った議会運営になるよう、議会事務局はその事務の処理を行う。議員への資料提供や、効果的な研修などを提案する。
- 2. 監査委員が、公金出納や行政監査を効率的に行い、チェックが強化できるよう、提出資料等の改善などを提案する。監査の指摘事項について、各課に正確に伝えるとともに、改善を要する事項については、継続した事務処理を行う。

令和 7年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	会計室
所属長名	大野 けい子

1. 課の基本方針

- (1) 出納業務の適正な管理
 - I 適正で効率的な会計事務の推進
 - Ⅱ正確かつ迅速な審査の実施を行う
 - Ⅲ支払処理遅延防止の働きかけを行う
 - IV正確な決算書の作成
 - V日々の歳入歳出現金と財務会計システムとの照合を徹底する
- (2)会計事務の改善
 - I公金取扱いに係る件数の削減により一層取り組む
 - Ⅱ金融機関との適切な調整、連携を行う
 - Ⅲ役割担当に応じた会計知識の習得を行う

2. 課の重点施策

(1)会計事務では本町の事務事業の遂行にあたり、条例、規則等を理解したうえで、正確かつ迅速に執行する必要があるため、職員に求められる会計知識の習得とともに、各部署において高いコンプライアンス意識が確立できるよう目指す。また、会計事務に関する情報提供に努める。

支払遅延が起こりうるリスクを避け、住民の皆様に信頼されるよう努める。

日々の歳入歳出現金を適正に管理し、財務会計システムとの照合を徹底することにより、決算調製の確実な進捗管理に努める。

(2) 金融機関において出納事務に係る手数料の値上げ要請が発生していることから、様々な手数料件数の削減を図るとともに、適正な事務執行に努める。

指定金融機関と密接な関係を築き、トラブルを防ぐとともに、トラブル発生時の迅速な対応に努める。

会計事務に携わる職員のスキルアップを目指し、働きやすい職場環境を整備する。

^{令和 7年度} 各 課 運 営 方 針

所 属 名	総務課
所属長名	中村 康之

1. 課の基本方針

- 1. 庁内調整機能の強化を図ると共に行政改革を進め、行政運営の実効性を高める。
- 2. 人材育成に向け、職員研修及び働き方の充実を図るとともに人事評価制度の円滑な運用を進める。
- 3. 財政健全化に向け改善を進めるとともに、予算執行を適正に管理し、健全な財政運営を図る。
- 4. 防災基盤の強化を図り、実効性を高める取り組みを実施する。
- 5. 交通安全や防犯施策を始めとして、安全で安心な住みよいまちづくりに努める。
- 6. 町有財産を適正に管理し、未利用財産の処分を進める。

2. 課の重点施策

- 1. 行政運営の実効性向上
 - (1) 例月課長会について、甲良町課長会議運営要綱の目的に立ち返り、町政の基本方針、重要施策、重要事項の協議、議論を活発に行い、組織目標達成のため政策協議の場としての機能強化を図る。
 - (2) 行政手続きのデジタル化を推進し、一人ひとりのニーズに合ったサービス実現に向けて改革を進める。
 - (3) 新たな時代に向けた変革や発展の契機とするために町制70周年事業を実施する。
- 2. 人材育成の強化
 - (1)「自己変革と対話を重視したやる気のある職員と集団」の実現に向け、職員の能力開発を進めて組織全体の底上げを図るとともに、働きやすい職場環境を整える。
 - (2) 人事評価制度の円滑な運用と精度向上を図り、職員の能力や実績を適正に把握し、人材育成につなげることができる体制構築を継続して実施する。
- 3. 財政健全化の推進と適正管理
 - (1) 財政健全化計画に基づく改善プログラムの進捗管理を適切に行う。
 - (2) 財務規則を見直し、適正で正確な事務処理に対する認識の徹底を図る。
- 4. 防災基盤の強化
 - (1)職員その他関係者に対する地震、風水害その他の災害への対応について知識習得機会の確保に努め、災害発生時には速やかに初期態勢を整えられるように訓練して、災害の影響、被害を最小限に抑える。
 - (2)近年の災害に則して地域防災計画を見直し、災害拠点の整備をはじめ、防災設備の充実を図る。
- 5. 交通安全 · 防犯施策
 - (1) 住民の交通安全・防犯意識の強化のため、彦根交通安全協会甲良支部や彦根大上防犯自治会甲良支部と連携し、また彦根警察署とも情報共有を図り啓発活動を充実させ住みよいまちづくりに努める。
 - (2) 町の管理する防犯灯のLED化改修を実施し、不良個所修繕に迅速な対応を行う。
- 6. 町有財産の適正管理
 - (1) 行政財産、普通財産の区別なく、未利用財産の利用可能性について庁内横断的に検討し、町での利用が見込まれない財産について譲渡その他により整理を進める。
 - (2) 令和5年度から進めている普通財産の再調査を継続し、町管理物件と集落管理物件について分類の明確化を進める。
 - (3) 甲良町公共施設等総合管理計画に基づき類型ごとに方針を定めた個別施設計画に関し、施設管理者との協議を持ち、個別施設計画の下に作成すべき施設毎の管理計画の策定を推進する。
 - (4) 老朽化の進む庁舎の適正な管理を行いつつ、今後最適な整備について検討を行う。

令和 7年度 各 課 運 営 方 針

 所属名
 企画監理課

 所属長名
 山崎志保美

1. 課の基本方針

- 1. DXの取組みを一層推進し、行政事務の効率化と住民サービスの向上を図る。
- 2. 外部の人材やリソースの活用により、集落コミュニティの活性化に取り組む。
- 3. 地域公共交通の維持・効率化を図り、住民の移動手段の確保、利便性の向上を図る。
- 4. 企業誘致を早期に進めるため、開発事業者募集に向けた課題の解決を進める。
- 5. ふるさと納税による寄付のさらなる獲得を図る。

2. 課の重点施策

- 1. DX の推進
 - (1) 自治体情報システム標準化の着実な推進 導入期限(R8年4月)までに、6町DX推進会議の議論を深め、スケジュールの着実な実施と、最大限の経費節減を図る。
 - (2) 役場に行かない入札制度の拡大 電子入札拡大や郵便受付により、業者の負担軽減および1者応札の高騰抑制を図る。

基本目標5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

政策3:デジタル化 基本施策:①行政手続きのデジタル化

- 2. 集落コミュニティの活性化
 - (1)地域おこし協力隊の導入

地域おこし協力隊の外部人材を導入し、地元農業団体による農業研修を通じて、町内の農業後継者の育成を図る。

基本目標1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造

政策 1 : 農業 基本施策 : ①集落農業の再構築、集落営農組織・認定農業者の育成

基本目標5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

政策2:協働 基本施策:④自治基盤、まちづくり団体の育成・充実

- 3. 地域公共交通の維持・効率化
 - (1) 近江鉄道の上下分離方式による持続可能な運行の確保 鉄道事業再構築実施計画に基づく財政支援の他、ガチャフェスなどのにぎわいづくり、活 性化をめざし、持続可能な運行確保に取り組む。
 - (2)愛のりタクシーの円滑な運営 湖東公共交通活性化協議会(1市4町)による円滑な事業展開を図る。
 - (3) 甲良線(湖国バス)の赤字削減 R7年から「週末・祝日の運転取止」を実施し、財政的負担の軽減を図る。

基本目標4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町

政策4:道路公共交通 基本施策:④公共交通ネットワークの形成

4. 企業誘致のための課題解決

県の産業立地推進課の支援を求めながら、開発事業者の公募を行う。併せて関係課との連携により進入路等の課題解決に取り組む。

基本目標1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造

政策2:商工業 基本施策:②新たな産業誘致・育成

5. ふるさと納税による寄付の獲得

関係課や商工会、道の駅などと協力し、新たな返礼品の開発と掘り起こしに取り組み、寄附者にとって魅力ある返礼品の品揃えを増やし、寄附の増額を図る。

基本目標5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

政策1 健全な行財政運営を推進する:③自主財源の確保

^{令和7年度} 各 課 運 営 方 針

所	属	名	税務課
所	属長	名	望月 仁

1. 課の基本方針

- 1. 徴収事務の適正化を図る。
- 2. 税務事務の共同化を図る。
- 3. 安定的な国民健康保険財政の推進を図る。
- 4. 公平・公正な課税事務の推進を図る。

2. 課の重点施策

- 1. 徴収事務の適正化
 - (1)公平・公正な徴収事務を実現するため、今年度も引き続き滞納者に対する財産調査を徹底し、催告書等に応じない悪質な滞納者に対しては、積極的な滞納処分を行う。
 - (2) 納付相談において、納税者の生活実態等を十分に把握した上で、早期完納が出来るよう納付指導を行い不納欠損が出ないように取り組む。
- 2. 税務事務の共同化
 - (1) 滋賀県および湖東地域の4町が合同で徴収事務を行うことにより、事務の効率化を行う。
 - (2) 県と町が一層連携することにより、滞納額の縮減をすすめる。
- 3. 国民健康保険財政の推進

国民健康保険財政の健全化に向け一層の適正賦課に取り組むとともに、収納率を高めるため納付回数を増加し滞納整理の強化に取り組む。

- 4. 公平・公正な課税事務の推進
 - (1) 各税目とも課税対象の把握に務め、適正な評価・賦課に取り組む。
 - (2) 固定資産税については、航空写真等を活用し土地および家屋の現況調査を実施し、 課税漏れ解消に取り組む。同時に標準化システムへ移行する際、システム間のデー タ連携機能の構築を行い課税標準額の正確な算出・公正納税を行う。

^{令和 7年度} 各 課 運 営 方 針

所 属 名	住民人権課
所属長名	宮川 哲郎

1. 課の基本方針

1. 窓口業務迅速対応推進

笑顔であいさつ、迅速で親切丁寧な対応に心がける。

- 2. マイナンバーカードの普及とコンビニ交付の推進
- 3. 国民健康保険事業の健全化

第3期データヘルス計画に基づく保健事業の推進、国民健康保険事業の財政安定化と健全運営

- 4. 福祉医療助成推進により、定住化の促進・子育て支援・障害者支援・高齢者支援を推進する。
- 5.後期高齢者医療健診業務により、生活習慣病を早期に発見し、介護予防など早期の受診治療に努める
- 6. 快適な暮らしを支える環境衛生の推進
- 7. 人権施策の推進
- 8. 墓地公園事業の販売促進

2. 課の重点施策

1. マイナンバーカードの普及とコンビニ交付の推進

H28. 1月の制度開始以降に交付を受けた人がカードの有効期限(10年・18歳未満は5年)を年度中に迎えることから、再申請に向けた通知や窓口対応等の事務量の増加が想定される。

あわせてマイナ保険証等関連業務や暗証番号の有効期限切(5年)への対応増も見込まれることから、担当以外でも対応ができるように情報の課内共有を進めるとともに、補助金の活用等を含めより円滑な窓口対応に努め、住民の利便性向上を図る。

あわせてマイナンバーカードの普及・啓発に努め、コンビニ交付を推進することで、デジタル化の推進と住民票・戸籍関係の窓口負担軽減を図る。

2. 国民健康保険事業の健全化

第3期データヘルス計画 ($R6 \sim R11$) による地域の医療課題を明確にし、より効果的な保健事業を展開することにより、住民の健康づくりの増進とそれによる医療費の抑制を図る。

また、保険料(税)県内統一に向けて、国保税が段階的に増加することから、被保険者への周知 を図る。

3. 福祉医療費助成制度

R6年度の制度改正を含め、対象者が医療機関等を受診しやすい環境づくりのため、医療費助成を行う。

4. 後期高齢者医療健診業務

R6年度から健診対象者のすそ野が広がったが、R6.10月現在で受診者数は前年とほぼ横ばいであり、新規対象者への効果的な啓発の仕方を探り、受診者の増加に努める。

あわせて健診を受診した人への「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、生活習慣病の早期発見と、介護予防のための早期受診・治療につなげるよう努める。

5. 環境衛生に関する取組

排出地の増により住民サービスの向上を図り、拠点回収における粗大ごみの減量を目的に粗大ご み戸別回収を行う。また、合理化事業計画(10年間)に基づく対象業者への代替業務支援について は、適切な運用と管理を行うとともに支援額達成後も業務の安定を保持する。

さらに、令和7年度は地球温暖化対策実施計画の中間年のため、状況把握・分析を行い必要に応じて目標等の見直しを行う。

- 6. 人権施策の推進 人権施策基本計画に基づく諸施策を推進する。
- 7. 墓地販売促進 墓地区画の使用増に向けて、PR を行うなど販売促進に努める。

^{令和7年度} 各 課 運 営 方 針

所 属 名	保健福祉課
所属長名	丸澤俊之

1. 課の基本方針

- 1. 時間外勤務を減らす。
- 2. 管理職及び係長は、法令・例規、契約、接遇等、職員の基礎的能力の向上が図れるよう有益情報の収集及び共有に努める。
- 3. 起案文書をはじめとした各種文書は、根拠や出典を明示し、論理的でわかりやすいものになるよう 努める。
- 4. 予算要求は、法定事業とそれ以外を区別し、それぞれ積算根拠をあきらかにする。特に法定事業以外は毎年事業の必要性を検討する。
- 5. 町民、議会、上司に説明する際は、専門用語を使わず、日常的に使用する言葉に置換えて説明する。
- 6. 地方自治法、庶務規則、財務規則等、事務執行の根拠となる法令は、いつでも確認できるよう手元 付近に置いておく。
- 7. 保健係の事務の合理化を図り、保健師・看護師等専門職が資格を活かした業務にのみ従事できるよう事務分掌を整理する。
- 8. 福祉・保健・介護の分野から地方自治法第2条第14項及び甲良町総合計画基本目標3の実現を図る。

2. 課の重点施策

- 1. 時間外勤務を減らす。
- (1) 事務の処理速度を上げるため、エクセル、ワードを学ぶ。
- (2) 引継書を詳細に作成する。年間・月別スケジュール、事務の標準処理時間が把握できると事務の 予定が立てやすくなることから、特に詳細に記載する。
- 2. 事務処理における有益情報の収集及び共有。

管理職及び係長は、法令・例規、契約、接遇等、職員の基礎的能力の向上が図れるよう有益情報の収集及び共有に努める。

- 3. 論理的な行政文書の作成。
- (1) 起案文書をはじめとした各種行政文書は、根拠や出典を明示し、論理的でわかりやすいものになるよう努める。
- (2)情報量が同じ文書なら、短い方が優れていることを意識する。
- 4. 適正な予算要求。

予算要求は、法定事業とそれ以外を区別し、それぞれ積算根拠をあきらかにする。特に法定事業以外 は毎年事業の必要性を検討する。

5. 難しい内容をわかるように伝える。

町民、議会、上司に説明する際は、専門用語を使わず、日常的に使用する言葉に置換えて説明する。 また、質問されたときは、相手が何を知りたがっているか推し量り、適切な回答を心掛ける。また、 回答を持ち合わせていないときは、適当に答えず「調べてから返事する。」など、誠実に対応する。

- 6. 常に法令等を確認する。
- (1) 地方自治法、庶務規則、財務規則等、事務執行の根拠となる法令は、いつでも確認できるよう手元付近に置いておく。
- (2) 担当事務関係法令は、法律、施行令、施行規則を備えて置き、常に内容が確認できる状態に しておく。
- 7. 保健係の事務の合理化

保健師助産師看護師法第2条から、保健師とは、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者をいう。また、甲良町職員の職の設置に関する規則第3条第21号保健師から、保健師は、保健師助産師看護師法に基づく保健指導を行う、とあり、期待される職能が一般事務職員とは異なると解すものである。しかしながら、今日まで、勤務時間の多くを一般行政事務に従

事しており、本来の業務に従事する時間が少なく、勤務時間の超過が頻繁に見られた。さらに、子ども家庭センターの設置に伴い、保健師の重要性が増しており、健康増進、介護予防をはじめ
とする保健師の担当分野は拡大している。ところが、保健師はなかなか採用がなく、現職員は 50 歳前後が 4 名で、10 年後には保健係の業務が執行できなくなる可能性がある。
以上のことから、保健師が、本来の保健師業務にのみ従事できるよう事務分掌の見直しを行う。 8. 町民の福祉の増進
福祉・保健・介護の分野から地方自治法第2条第14項及び甲良町総合計画基本目標3の実現を
図る。

令和 7 年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	産業課
所属長名	西村 克英

1. 課の基本方針

- 1. 農業経営基盤の強化
- 2. 農業者支援
- 3. 観光資源の整備と強化
- 4. 鳥獣害防止対策の推進
- 5. 中小企業への各種支援

2. 課の重点施策

- 1. 農業経営基盤の強化
 - (1) 農業者の減少や高齢化、遊休農地の拡大により、農地として適正に利用されなくならないために、地域計画に定めた「農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の進み具合を確認する。

(関連法令:農業経営基盤強化促進法)

(2) 環境保全型農業直接支払制度、更新時期となる世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 事業及び農業再生協議会に関する事業など、農村環境保全及び農業振興を図るための事 業を進めていく。

2. 農業者支援

- (1) 農業生産資材 (肥料等) の高騰により、生産コストの上昇が農産物価格に転嫁できていない状況の緩和をするために、農業者支援などを通じて農業者の経営と農業生産の安定化を図る。
- (2) 生産者の高齢化及び安全・安心な農産物の供給と需要のバランスが保たれるよう、農産物の充実を図る。
- 3. 観光資源の整備と強化
 - (1)機会あるごとに甲良町をPRするために、イベントなどへの参画・積極的な SNS 活用 を図る。そのためには、観光協会のパワーを発揮できるよう支援していく。 ※通常イベント:津まつり、交流都市の観光と物産展(彦根)
 - (2) 町制70周年記念行事の企画を、道の駅やこうらウエルネス・ツーリズム、また、関係課及び関係団体とも協働し事業を進めていく。
 - (3) 道の駅について、令和3年6月に国土交通省より「防災道の駅」に選定されていることから、防災機能の強化を図る。
- 4. 鳥獣害防止対策の推進
 - (1) 令和6年度は農作物を荒らす動物が池寺を中心に広域で捕獲又は目撃されている。その対策として、猟友会へ追払いや駆除の委託、獣害電気柵の整備と効果の検証、住民との追払いの共同実施など総合的に対策を行い、実効性のあるものとし、長期的に対処を行っていく。
 - (2) 鳥獣害に関する知識などを得るため、住民や職員などに研修会への参加を促していく。
- 5. 中小企業への各種支援
 - (1) 漫然と事業を行うのではなく、あらゆる差別に対してどう向き合っていくのかを考え、 実践していく事業を行っていく。
 - (2) ハローワーク、呉竹センター、長寺センターとの情報連携を深め、現代の働き方改革の動向を注視し、仕事を紹介していくよう継続して進めていく。
 - (3) 商工会との業務連携を深めるためにも、産業課からの一方通行のかかわり方ではなく、双方向からの連携を行う。

令和 7年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	建設水道課
所属長名	村岸 勉

1. 課の基本方針

人口減少のなか、定住を支える確かな基盤と人と自然が共生できる安全安心な環境を整備し、住民ニーズに即した公共サービスを安定的に提供していく。

- 1)上水道事業の水量・水質の確保及び経営の安定化
- 2)公共下水道事業の健全で安定的かつ適正な事業経営
- 3)道路公共交通の機能性向上および快適性、安全性の確保と災害への対応措置
- 4)都市公園の利用促進及び維持管理の向上
- 5)土木系技術職員の技能向上と後継者育成、技術職の確保
- 6)町営住宅の適正な管理と改良住宅譲渡の促進
- 7)住宅新築資金等貸付金の回収促進
- 8)住宅用地開発および空家対策の推進
- 9)地籍の明確化

2. 課の重点施策

- 1. 水道包括管理委託および上下水道整備維持事業
 - 安定供給が可能な水道、まちの機能を維持する下水道および健全な経営を持続し、公共サービスを安定的に提供する。
- 2. 上下水道料金改定および上下水道料金未収金対策事業
 - 上下水道事業の安定的な経営を行うため、料金改定についての検討を行い、持続可能な上下水道 経営を行うとともに、未納料金については、法的措置を含め弁護士委任等を行い上下水道料金未 収金の回収強化を行う。
- 3. 町道維持管理・社会資本整備交付金事業(道路関係【防災・安全】)
 - 道路施設(舗装、付属物、橋梁)を適切に維持管理することにより、町民の命と暮らしを守り、 道路の安全かつ円滑な交通を確保する。
- 4. 都市公園管理事業
 - 住民のスポーツレクリエーションニーズに応えるため、施設の適正な維持管理を行うとともに、 民間活力等を含め利用促進を行う。
- 5. 現場技術員委託事業
 - 民間活力を導入し土木行政の推進を図り、行政サービスに努め、職員育成の効果も高める。
- 6. 住宅管理事業の推進
 - 公営改良住宅の適正な維持管理修繕(用途廃止を含む)を行い、住宅使用料徴収を行うとともに、 改良住宅については譲渡を推進する。
- 7. 新築資金回収事業
 - 地区住民に対して貸付けた住宅新築資金等貸付金の収納・滞納整理を円滑に進めていく。(滞納者に対して督促等の通知、裁判所を利用した法的手続きの実施)
- 9. 住宅対策事業の推進
 - 住宅の耐震化等を含め快適な住環境整備を推進するとともに、増加する空家の対策を行う。また、人口減少に歯止めをかけるべく、住宅用地開発を推進する。
- 10. 地籍調査事業
 - 計画的な年次計画に基づく地籍調査の実施による、災害時に対応した土地の利活用の推進を行うとともに国道8号バイパス予定地の地籍事業の実施

所属名長寺地域総合センター所属長名大野正人

1. 課の基本方針

長寺地域総合センター (ふれあいの館) は、人権啓発及び東小学校区の住民交流の拠点となる開かれ たコミュニティーセンターとして運営を進める。

- 1. 相談事業
 - ①職業相談の充実 ②就職者の職場定着指導 ③就職希望生徒が在籍する高校との連携
 - ④教育相談の充実
- 2. 福祉事業
 - ①地域福祉の推進 ②社会保障の確保 ③保健衛生の推進
- 3. 教育事業
 - ①児童・生徒の育成 ②各種社会教育団体の育成 ③家庭教育推進事業
 - ④人権啓発を目的とした現地研修

2. 課の重点施策

- 1. 相談に関する取り組み
 - ① 職業相談

就労担当が窓口となり、彦根公共職業安定所、産業課と連携して対応する。

- ② 生活相談
 - センターが窓口となり、保健福祉課、社会福祉協議会と連携して対応する。
- ③ 教育相談

専門員が窓口となり、東小学校区の子どもを対象に各校園及び高等学校、子育て支援センターと連携して対応する。

2. 福祉に関する取り組み

高齢化社会の現状を踏まえて、高齢者福祉に力を入れた施策を行っていく。保健福祉課、社会 福祉協議会とも連携して情報共有を行っていく。

- 隣保館デイサービス事業(ふれあい会)
- ② 地域サロン (長寿会)

地域のボランティアによる、高齢者の介護予防活動といつまでも地域で生き生きと暮らせ る仲間づくりの集い活動を支援する。

- ③ 生活習慣病予防教室
- ④ コグニサイズ教室
- 3. 教育に関する取り組み

教育委員会、各校園と連携し、東小学校区内の教育に力を入れていくとともに、町外への 啓発活動も行っていく。

- ① 学力補充教室(長寺塾の拡充:より多くの生徒を受け入れられるよう、講師数の確保に努める)
- ② 小中自主活動学級
- ③ 解放合宿(小学校6年生)
- ④ 現地研修 県内の小学校、中学校、高校職員の人権研修受入の中で、長寺区の歴史を踏まえる。「ゆずのだいどこ」で収穫した柚子の加工食品を試食提供することにより「ゆずのだいどこ」の啓発活動に繋げる。

所属名具竹地域総合センター所属長名上田真司

1. 課の基本方針

- 1. 地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、また、地域住民の生活課題に応じた事業計画を長期的展望の下に毎年度策定し、その計画に基づいて事業を実施する。
- 2. 地域住民の自立支援を基本とし、関係機関およびボランティア等との連携を図る。
- 3. 常に中立公正を旨とし、広く地域住民が利用できるよう運営に努めるとともに、住民交流の拠点となるべく事業を実施する。
- 4. 地域住民のあらゆる相談に対応するための窓口を設置し、関係機関等との連携を図りながら迅速かつ適切な対応に努める。
- 5. 地域住民の安定した生活を図るため、教育、福祉、就労等に必要な支援を行う。

2. 課の重点施策

1. 事業計画の策定

年度当初にセンター運営委員会を開催し、事業計画の協議を行い、事業計画を策定する。また、 年度末にもセンター運営委員会を開催し、1年間の事業報告を行う。

2. 自立支援

住民、自治会、各種団体の相談や支援を行いつつ関係機関と連携し、自立・自主運営に向けたサポートに徹していく。

3. 人権啓発

- (1) 人権啓発の住民交流の拠点となることを目的に実施している西学区研修会を充実させる。
- (2) 人権に関する理解を広げるため、現地研修の受け入れや派遣による訪問研修に力を入れる。
- 4. 総合窓口の設置

人権、生活、福祉、就労、教育などあらゆる相談に対応できる窓口の間口を広げ、滋賀県・町・教育機関・人権センター・彦根公共職業安定所などの情報収集に努めると共に、関係機関への取り次ぎをはじめ相談の解決を図る。

5. 住民支援

- (1) 甲良西小学校と連携し、自主活動学級による学習支援を行う。甲良中学校と連携し、学習塾による学習支援を行う。
- (2) デイサービス事業の継続による高齢者の介護予防支援を図り、コグニサイズ教室による認知症 予防支援を進める。いずれも保健福祉課と連携し、情報共有を図っていく。
- (3) 気軽に就労相談ができる窓口を目指し、失業者の抑制、再就職の実現に力を入れる。産業課や 彦根公共職業安定所、高校とも連携し、就労支援に向け取り組む。

所 属 名	教育総務課
所属長名	福原 猛

1. 課の基本方針

- 1. 教育委員会会議を運営し、甲良町総合計画および教育方針に基づき事務を遂行する。
- 2. 保護者ニーズの掌握に努め、幼小期の学習習慣定着の基礎づくりと保護者支援を実施する。
- 3. 子どもが安全でかつ快適に過ごせる施設整備の充実を図る。
- 4. 子どもの育ちを支援し、保育内容のさらなる充実に努める。
- 5. 保育の資質向上や職員の働き方改革を進める。
- 6. 妊娠期から切れ目なく安心・安定した子育てを支援する。

2. 課の重点施策

○ 教育内容の充実

幼児期、幼児世帯の家庭環境の在り方を課題として捉え、家庭支援・子育て支援の充実を目指し、子どもの学習意欲や家庭での学習習慣の定着、保護者への支援を進める。

幼児期の子どもたちが、学ぶことの楽しさ、学びで得られる達成感を実感できる事業の推進に努めるとともに、保護者に対しては、同年代の子どもをもつ保護者同士のつながりを構築し、子育ての悩み相談や、子どもへの接し方を学ぶ場を提供する。

○ 職員確保、働き方改革

こども園のICT化を推進し、園児の安全を確保するため出欠席の管理や指導要録をはじめ行動記録などを一律に管理し、園職員が情報共有できる体制を構築する。

また、保育教諭の文書管理ペーパーレス化、業務量の軽減を図る。

○ 子育て相談の充実

幼児から高校生相当までを対象に、保育・発達・学習・生活等に支援を要する子どもとその保護者に対し、個々の課題に応じた関わりを一緒に考え、発達相談・発達支援等、必要とされる支援を行う。

所 属 名	学校教育課
所属長名	橋本 善明

1. 課の基本方針

- 1. 教育委員会会議を運営し、甲良町総合計画および教育方針に基づき事務を遂行する。
- 2. ALTの配置や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーター、児童指導相談員との連携により、教育環境の整備と充実を図る。
- 3. ICT教育、情報通信教育を推進するとともに、校務用PCの活用等により、教職員の資質向上と働き方改革を目指す。

2. 課の重点施策

○ 教育環境の整備と充実

外国語指導助手(ALT)を小中学校に配置し、小学校における外国語活動を充実させると共に、 幼稚園、小学校、中学校へとスムーズに学習がつながるよう連携を深める。

一人ひとりの心にひびく教育相談やふれあいを大切にし、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーター、児童指導相談員をはじめ、各関係機関との緊密な連携により、積極的、総合的な生徒指導の実践に努める。

○ ICT教育、情報通信教育を推進

ICT指導員を計画的に配置し、機器の設定や教職員の支援を行う。

また、望ましい教育環境を図るため、一人一台のタブレット端末や情報通信環境、教材、ソフトウェア等の整備に努め、GIGAスクール構想を推進し、子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現させる。

○ 教職員の資質向上と働き方改革

各校での研修には、講師を外部から招き、子どもの実態や本町の特色を鑑みた研修機会を企画し、 本町教職員の資質向上に努める。

また、校務用PCの活用や部活指導員の配置により、教職員の事務的な負担を減らし、働き方改革に努める。

所 属 名	社会教育課
所属長名	大山 一弥

1. 課の基本方針

- 1. 2025年「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」開催に向け滋賀県への協力と住民へ向けた機 運の醸成に取組むとともに、この機会を活用しスポーツ協会など関係機関と連携した生涯スポーツ の推進を図る。
- 2. 地域の歴史文化の発掘と利活用に取組み、住民の郷土に対する誇りやまちづくりに対する当事者意識の醸成を図る。
- 3.「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」、「甲良町人権施策推進基本計画」を基本として町 民一人ひとりの参加による明るく住みよい町の実現に向けて人権教育を推進する。
- 4. 住民のニーズに即した魅力ある学習講座等を企画し、本町の魅力を再発見できる学習機会の 提供を行う。また、生涯学習に関する機関、施設の連携を図るとともに、社会教育施設(公民 館・図書館)の活用を進める。

2. 課の重点施策

1. スポーツの振興

滋賀県が開催する2025年「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」のボウリング競技の運営について県とともに彦根市・大上郡3町が協力して大会の成功に向けて取組む。

また、この機会に甲良町スポーツ協会など関係機関と連携し、広く町民が、それぞれの体力や 年齢、技術、興味、目的に応じて、スポーツに親しむことができる環境に向けて取組む。

- 2. 地域の歴史文化の発掘と利活用
 - (1)次世代を担う子どもたちに郷土への誇りと郷土を愛する心を育てるための事業を実施し、 日常生活では体験しにくい自然環境・歴史景観の下で、様々な体験を通した郷土学習等を進 める。
 - (2) 発掘調査等を推進するため、県の協力を得ながら専門職員の育成を目指す。

3.人権教育の推進

人権学習は一人ひとりが生涯にわたって「気づき」を得る学習の場として認識し、人権尊重の 精神を日常生活に活かす活動を推進する。また、これまでの施策を継続するだけでなく、多様化、 複雑化する人権問題に対応出来るよう必要に応じて事業の見直しを図る。

4. 社会教育推進体制の整備

- (1) 住民のニーズに即した魅力ある生涯学習講座を企画し、豊かな心を培い、生きがいのある人生を送るための学習の場を提供する。
- (2) 町民の生涯教育を支援し、図書資料をはじめとする情報を収集・整理・保存し、いきいきとした見やすい書架を構築、貸出し、暮らしに役立つ図書館づくりに努める。また、レファレンスサービスを提供し、町民の学びの意欲に応える。

諸行事を通じて図書館利用の向上を図り、文化的な暮らしの支援、交流の場としての図書館づくりに努める。

(3) 公民館及び図書館の維持・補修等に努め、快適に利用できる施設整備の充実を図る。

Ⅷ. 主要施策の概要(令和7年度新規重点事業)

1 新規重点事業一覧

令和7年度当初予算において、重点的に実施する事業としているもの、また新たに開始する事業の一覧となります。

- ※予算を伴わない事業であっても、関連の深い款・項・目を記載しています。
- ※各事業の予算額は、目内の各細節に計上された同一名称科目の予算金額を合算して記載しているため、予算書に関する説明書の説明欄の額とは異なる場合があります。

○一般会計(千円)

	// /						(1)
	担当課	区分	款	項	目	名称	予算額
1	総務課	新規	02	01	01	事務事業調査業務	7,700
2	総務課	重点	02	01	01	職員給与改定	-
3	総務課	新規	02	01	01	町制70周年記念式典	1,139
4	企画監理課	重点	02	01	05	地域おこし協力隊事業	10,162
5	企画監理課	重点	02	01	06	自治体情報システム標準化対応事業	224,060
6	住民人権課	重点	02	03	01	マイナンバーカード有効期限に伴う暗唱番号・カード新規更新業務	8,858
7	税務課	新規	02	02	02	システム標準化に伴う地図システム更新業務	17,600
8	長寺地域総合センター	重点	03	01	02	長寺総合センター費(各種相談)	-
9	長寺地域総合センター	重点	03	01	02	長寺総合センター費(福祉事業)	3,062
10	長寺地域総合センター	重点	03	01	02	長寺総合センター費(教育事業)	3,149
11	呉竹地域総合センター	重点	03	01	03	呉竹総合センター費(各種相談)	-
12	呉竹地域総合センター	重点	03	01	03	呉竹総合センター費(福祉事業)	1,997
13	呉竹地域総合センター	重点	03	01	03	呉竹総合センター費(教育事業)	2,579
14	保健福祉課	新規	04	01	01	歯周疾患検診事業	359
15	保健福祉課	重点	04	01	04	妊婦健康診査等事業	168
16	住民人権課	重点	04	02	01	粗大ごみ戸別回収事業	2,547
17	住民人権課	重点	04	02	01	一般廃棄物処理事業	54,677
18	産業課	重点	07	01	03	官民協働事業委託(観光・農業のローカルブランディングによるまちの活性化推進事業	3,000

19	産業課	新規	07	01	03	町制70周年記念事業	4,100
20	建設水道課	重点	80	01	02	地籍調査事業	17,428
21	建設水道課	重点	80	02	03	社会資本整備交付金事業(道路関係【防災・安全】)	55,000
22	建設水道課	重点	08	04	01	宅地用地確保事業	8,148
23	総務課	重点	09	01	02	消防団消防ポンプ自動車購入	31,198
24	総務課	新規	09	01	02	救急安心センター事業	22
25	総務課	重点	09	01	03	防災行政無線操作卓等更新業務	44,600
26	総務課	重点	09	01	03	地域防災計画更新業務	13,619
27	教育総務課	重点	10	01	02	子どもの学力向上支援・保護者支援事業	8,513
28	学校教育課	重点	10	01	03	不登校児童生徒支援事業	2,103
29	学校教育課	新規	10	01	03	甲良中学校通級指導教室設置事業	39
30	社会教育課	重点	10	01	04	町民人権問題学習講座実施事業	195
31	教育総務課	重点	10	01	05	ICT設備導入事業	2,311
32	学校教育課	新規	10	03	01	中学校留守番電話設置工事	715
33	社会教育課	新規	10	04	02	シニアの学び舎	171
34	図書館	重点	10	04	04	ブックスタート・ブックスタートフォロー・3 歳絵本プレゼント事 業	181

◎下水道事業会計

(千円)

	担当課	区分	款	項	目	名称	予算額
35	建設水道課	重点	1	1	3	適正な下水道料金のあり方検討	10,150

◎水道事業会計

(千円)

	担当課	区分	款	項	目	名称	予算額
36	建設水道課	重点	1	2	5	水道情報活用システム導入支援事業	10,100

2 新規重点事業計画書

上に示した新規重点事業の詳細は、次ページから。

1 令和 7 年度 新規重点事業計画書

	<u> </u>	· 1 H			12			**************************************			
1. 事業概要	担当課	Į.			総務	課		担当者		中国	Ц
事業区分	新規		Í	会計		01-	般会計	開始年度	令和	7	年度から
事業名(事項名)	総務一般管	管理費	(事務	事業調	調査業	美務)		· 計画期間	令和	7	年度から
事業科目	歳出 2	款	1	項	1	目		可圆粉间	令和	7	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	甲良町第三	次財政	(健全化	計画改	女善プ	ログラ、	ム(事業料	青査の仕組みづく	り、適正	な定	員管理)
	基本目標	基本	は目標 5	持続	性あ	る町頭	女と開か	れたまちづく	り		
公会社両しの教会性	政策	丏	対 策 1	健全	な行	財政道	運営を推	進する			
総合計画との整合性	基本施策	基本	×施策 2	行政	改革	の推進	進				
	重点PJ	Ī	重点④	時代に	こ合っ [®]	た自治	を進め、	「便利で居心地が	良い暮らし	」」を	と推進する
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分										
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	やコロナー では、 では、 では、 では、 では、 では、 でいるに でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。	に化能な、えとり受行し所、目	行け延い属事的を、営況業のし	取令をの務改での務合で、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	まなり は年で、最直を はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。	況が対した に行のよめ実 が政と が大政と が大政と が大政と が大政と が大政と が大政と が大政と	きく変化した機宜言を機宜言を を機宜言を をしませたのを は分がを は分が率化する。	条例の改正を行っ しているところで を発出後、第三次 組んでいる。 効果を挙げるため 実施する。これら および人的資源の	である。されます。 は財政健全 かに専門的 がは が、 によりな にな にな の の の の の の の の に より の の の の の の の の の の の の の	ら化 知客配	当町では財 画を策定 を有する事 的に可視化 等の業務改
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	の知見 1 全在 業所を 業所を 業記オ法業 調査 2 下・・・ 調子 3	踏 調全す おのイセ体 分をに縮ま 査業る よよンキの 析踏お小す 殺ま ひう化ュ廃 結まけす	て を 内なやリル 果えるる	のう に 性か等のの ま記量が の ま記量が の 1 検 で 1 検 で 1 を ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま	決務分の討に 事うすした 最い 析結可よ等 務なるい	す 、 果能り 事視必業 を性、 業点要務 分やア のか人	処理フロー 析する。 そウトソーシ 仕分けとさ ら提案を行 員	は、詳細について 一、処理に係る人 (業務量や経費の シング等ができな 、 といる。	、口等を可)効率化等	視化)	するための
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	図る。	精査の	結果に	基づき	次年	度以降	の予算要素	求ルールの合理化			·
特記事項	本事業の	趣旨・	目的に	鑑みる	と数字	年に 1 [回の周期で	で定期的に実施す	⁻ る必要が	ある	0

	歳	国•県支出金	町債	その他	財源	— <u></u> #	投財源	合計		
	入						7, 700			7, 700
事業費 内訳	内訳	主な特財内容								
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費			
(パートタイム以 外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料			7, 700
71:7 PAC \	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産期	構入費		
	訳	17備品購入費		18負担金補助及び 交付金			19扶助費			
		その他					合 計	t		7, 700

2

令和 7 年度 新規重点事業計画書

•												
1. 事業概要	担当課		総務	課	担当者		野					
事業区分	重点(拡大)	É	会計	01一般会計	開始年度	令和	7	年度から				
事業名(事項名)	総務一般管理	!費(職員約	給与改正)		計画期間	令和	7	年度から				
事業科目	歳出 2 款 1 項 1 目											
根拠法令・条例・ その他計画	地方公務員法、	甲良町職	員の給与に	二関する条例・規	則							
	基本目標	基本目標 5	持続性あ	る町政と開か	れたまちづく	り						
ᄽᄼᆗᄑᆝᇰᅘᄼᄮ	政策	政策 1	健全な行	「財政運営を推	進する							
総合計画との整合性	基本施策	基本施策 5	職員体制	の整備								
	重点PJ	重点④	時代に合っ	った自治を進め、	「便利で居心地が	良い暮ら	し」	を推進する				
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分	1. 内発	的発展に向]けた 移住・定住	・ 地域間交流の	促進、人	.材育	が成の推進				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	れている。 複雑化・高度(化 必要がある。 行財政運営を進	夏雑化·高度化する課題に対応できるよう専門的な知識や能力を身に着けた人材を育成する										
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	令和6年度 期末手当	期末手当月 1.2 (1.25月 1.2 (1.25月 1.2 (1.25月 1.2 (1.25月 1.2 (1.05月 1.0 (1.25月 1.0 (1.25月 1.0 (1.25月 1.0 (1.25円 1.25円 1.25円 1.25円 (1.25円 1.25円 1.25円 (1.25円 1.25円 1.25円 (1.25円 (1.25円 1.25円 (1.25円 (1.25円 1.25円 (1.25円 (1.25円 (1.25円 1.25円 (1.25円 (1.25)	加勉手当の支給書 12月 755月 55月 5月 5月 11日)都道府県単位に 11日) 第1日) 第1日) 第1日) 第1日) 第1日) 第1日) 第1日)	会を下記のとおり変更。 変更。 ご。								
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)				なり、またその が必要な措置を講		も改正が	ぶある	うことから				
特記事項				こかけて段階的に るとなるよう段階		ŕð.						

	华	国•県支出金	町債	その他	財源	— <u>я</u>	投財源		合計	
	歳入									0
事業費 内訳	内訳	主な特財内容								
※職員人件費				07報償費			08旅費			
ペ・ペートタイム以外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料			
71770	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産原費	購入		
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費			
		その他					合 計	†		0

3 令和 7 年度 新規重点事業計画書

I. 争未恢安 	担	当課				総務	課		担当者		宮旨	
事業区分	新	·規		1	会計		01-	一般会計	開始年度	令和	7	年度から
事業名(事項名)	総務一	般管理	里費	(町制	70周	年記念	念式典	Ļ)	計画期間	令和	7	年度から
事業科目	歳出	2	款	1	項	1	皿		口凹切凹	令和	7	年度まで
根拠法令・条例・ その他計画												
	基本目	標										
씨스티프니스화스바	政策	ŧ										
総合計画との整合性	基本抗	拖策					_					
	重点	PJ										
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分	r)									_	
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	革や発展								が一体となって、 事業を行う。	新たな時	守代 に	に向けた変
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)		所:甲 資:約 者:約	良町: 5 0: 3 0:	公民館 名 (予 名 (予	多目的 定)			予定)				
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	典に参加	加する	こと ³	で新た	な活力	力の創	造とろ	交流促進を	ともに、多くの ^岡 図る。	丁民が主役	ととな	り記念式
特記事項	町制70周	問年記:	念事	業(イ	ベン	ト)開	催 F	258参照				

	歳	国·県支出金	町債	その他	その他財源		投財源		合計
	入						1, 139		1, 139
事業費 内訳	内訳	主な特財内容							
※職員人件費		01報酬		07報償費		460	08旅費		
(パートタイム以外)除く	歳	10需用費	477	11役務費		51	12委託料		
717 1910	出内	13使用料及び賃 借料	151	14工事請負費			16公有財産財費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費		
		その他					合 計	†	1, 139

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課		企画監	理課	担当者	ļ	山崎				
事業区分	重点(拡大)	3	 会計	01一般会計	開始年度	令和	7 年度から				
事業名(事項名)	定住化促進事	事業 (地域	おこし協力			令和	7 年度から				
事業科目	歳出 2	計画期間 会和									
根拠法令・条例・	地域おこし協力	或おこし協力隊設置要綱									
	基本目標	基本目標 5	持続性あ	る町政と開か	れたまちづく	り					
┃ 総合計画との整合性	政策	政策 2	住民と行	政の協働を推	進する						
	基本施策	基本施策4	自治基盤	こ、まちづくり	団体の育成・	充実					
	重点PJ	重点①	若い世代の	の定住・移住に	つながる「魅力	的な雇用」	を創出する				
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分			基盤の確保							
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	②地方創生推議 平成29年に整作協会職員として 「豊臣兄弟」が	農業従事者の高齢化と後継者不足の解消のため、町との協働により後継者育成に取組む。 地方創生推進交付金を活用して整備した「和の家」については、「藤堂高虎公顕彰会」が 成29年に整備し運営を行ってきたが、来場者も少なく赤字運営が続いた。このため、観光 会職員として「地域おこし協力隊」を任用し、「和の家」の活性化を図り、NHK大河ドラマ 豊臣兄弟」放映に向けて藤堂高虎公のPR活動を行う。									
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	①農業後継者は 農業団体へ事業 自営研修を行い ②隊員の活動打学び、「飲食」 ス」等の今後は ◇隊員の活動打	の 業 い 拠 ス の 期 間 は 、 る 、 和 し 、 和 日 は は 一 用 は は こ 、 る 、 も る 、 も も し に る 、 も る 、 も る 、 も る 、 も る も も も も も も も	農業振興の 農業振興の と、 と、 とし、 は、 を顕彰し、 を顕彰し、 を は、 を は、 を は、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の	礎知識や栽培技 比率を上げ、自 る。顕彰会から 験スペース」「 観光協会、行政 年目からは自立 ,483円×6時間×	21日×12ヶ月×2)定植、育成 計画の準備を 式況と高虎な こ」「土産牧 つる。	交管理などの 会行う。 公の歴史をを 加陳列スペー				
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	②「和の家」 望目標とする。	年間来場者	数を令和4	年の約2千人か	ることを目標とす ら、3年後(令和	19年度)に					
特記事項	定住促進のたる	め、企画監	理課予算で	すが、隊員のサ	ポート等は産業調	所管にて行	ういます。				

	歳	国·県支出金	町債		その他財源		一般財源			合計
	入							10, 162	2	10, 162
事業費 内訳	内訳	主な特財内容		隊員1	人あたり5	20万円を	上限			
※職員人件費		01報酬	4, 485	07報信	賞費			08旅費		
パートタイム以 外)除く	歳	10需用費		11役	務費			12委託料		2, 920
71:7 PAR X	出内	13使用料及び賃 借料		14工	事請負費			16公有財産 費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担 び交付	!金補助及 ·金			19扶助費		
		その他	2, 757					合	計	10, 162

5

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課		企画監	理課	担当者		ţ	端			
事業区分	重点(継続)	会		01一般会計		令和	6	年度から			
事業名(事項名)	電子計算管理対応業務)	事業(自治	体情報シ	ステム標準化	計画期間	令和	6	年度から			
事業科目	歳出 2	款 1	項 6	目	HI ELWIN	令和	7	年度まで			
根拠法令・条例・ その他計画	地方公共団体	方公共団体情報システムの標準化に関する法律									
	基本目標 基	基本目標 5 其	寺続性あ	る町政と開	かれたまちづく	り					
との整合性 総合計画との整合性	政策	·		ジタル化を	, _ , -						
るこの日日日の子口に											
10 7± 11 1±1± /± // 3/ =	重点PJ	重点④ 時	持代に合っ	た自治を進め、	「便利で居心地が	良い暮ら	し」	を推進する			
過疎地域持続的発展 計画との整合性	-73	•			けた技術活用の						
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	延伸も含めたシンン し、財政負担を が、必要があれ 利用している標 囲の縮小により	テム導入につ 最小限に止 ば課を横断 準化対象外 ランニング	いて検討 かるため した応援 トシステム ブコストの	を重ねてきた。 、令和8年度。 体制をとりなる についても各 削減を図るこ		こかかる = 豆い移行其 文り組む。 テい、利月	ストで見る	、を考慮 ではある っに、現在 てや保守範			
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	内移行をめざする の主がする ・・・システー・・システー・・システー・・システーの ・・・システー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	システム内 20業務 製・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	日での文字 2年金、3 3年年税、児・ 3) 戸籍・新シン 3) 京働・予定 3) 京像・ 3) では、 3) では、 4) では、 4 では、	の共通化) 選挙人名簿管: 国民健康保険: 決籍附票、201 ステムの開発過	延により移行困難	⑤個人信 ⑩後期高 ⑮生活仍	主民 称 令者 受	总			
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	住基関連システ を目指して作業	ムは令和8 を行う。	年1月13	日(火)、税関	て滞りなく業務を行 車システムは令和 8	3年1月1	9日(月)本稼働			
特記事項		(標準化・	共通化)の		こ発生する利用料心 となるが、本稼働役						

	歳	国·県支出金	町債	-	その他財	也財源 一		一般財源		合計
	入	144, 5						79, 519		224, 060
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	デジタル基盤							
※職員人件費		01報酬		07報償費	Ì			08旅費		
ペ・戦員へ行員 (パートタイム以 外)除く	歳	10需用費		11役務費	t			12委託料		119, 893
) I V MV (出内	13使用料及び賃 借料	100, 867	14工事請	負費			16公有財産 費	購入	
	訳	17備品購入費	3, 300	18負担金補 び交付金	助及			19扶助費		
		その他						合 詞	 	224, 060

6

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	住民	人権課	担当者	中	江
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 7	年度から
事業名(事項名)		カード有効期限! 新規更新につい		=1 im #088	令和 7	年度から
事業科目	歳出 2	款 3 項	I	計画期間	令和 7	年度まで
根拠法令・条例・ その他計画			「報システム機構の 「報システム機構の			IJ
	基本目標	本目標 5 持続性	ある町政と開か	れたまちづく	り	
総合計画との整合性	政策	政策3 行政の	デジタル化を推	進する		
心口可凹この走口に	基本施策	本施策1 行政手	続きのデジタル	化		
	重点PJ	重点④ 時代に合	つた自治を進め、	「便利で居心地が	良い暮らし」	を推進する
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分 6	6. 健康で幸せ	な生活を送るた	めの環境整備		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	交付が開始され 申請が必要)と こと、また保険	た。令和7年度は 暗証番号の有効期	(2015年) 10月から 、制度が始まって1]限5年(再設定が返 な化に伴う対応も増 なっている。	0年となり、カー 公要)を同時に迎	ドの有効期限 える人が多く	10年(新規 見込まれる
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	10年期限にになった。 おっき象ににになった。 カリカ を はいいか はいか はいか はいか はいか がった かった かった かった かった かった かった かった かった かった か	新規申請はマイ対応 では窓口での然の名は630人(令でいための) 者は630人(令でないたのがの) 者は630人(ないでないである) に多くなてをいるができた。 に10年にとおいるが増加が増加が増加が増加が増加が増加ができた。 でいたいでいた。 でいたいことがいる。	Jれに伴う更新のじしと、 ボルータなかのでは、 ボルータなかのででは、 5年度のでは 5年度ので 5年度ので 5年度の 5年度の 5年度の 5年度の 5年度の 5年度の 5年度の 5年度の 5年度の	基本的には本人から、また時には本人から、また時には107人)は期限を過ぎ分とは107人)でものの、当時間をは200人(今代のではあり、は200人(今代のでは、一般では、100人のの、一般では、100人のののでは、100人のでは、10	ド 可能であるかけいであるかけいです。	ぶ高齢者の口 りらい りらい 見行 大会 で 大会
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	予約制により、 方の負担軽減を		請・更新手続きが糸	冬えられるように	し、対象者と	窓口職員双
特記事項						

	#	国·県支出金	町債	その他	他財源 一点		一般財源		合計
	歳入	8, 8							8, 858
事業費 内訳	内訳	主な特財内容		カード交付事務ネ	甫助金				
※職員人件費		01報酬	2, 184	02給料	2	2, 277	03職員手	当等	1, 974
(パートタイム以 外)除く	歳	04共済費	1, 129	08旅費		51	10需用費		211
717 1911 (出内	11役務費	88	12委託料		89	13使用料及7 借料	び賃	855
	訳	16公有財産購入費		17備品購入費			18負担金補助 び交付金	助及	
		その他					合 計	t	8, 858

7

令和 7 年度 新規重点事業計画書

11/2 [197 77]	J										
1. 事業概要 ————	担当課	税務	課	担当者	大	西					
事業区分	新規	会計	01一般会計	開始年度	令和 7	年度から					
事業名(事項名)	システム標準	化に伴う地図シス	テム更新業務	計画期間	令和 7	年度から					
事業科目	歳出 2										
根拠法令・条例・ その他計画	地方税法第343	条 固定資産税の課	 锐								
	基本目標	基本目標 5 持続性あ	る町政と開か	れたまちづく	り						
ᄵᄼᆗᄑᆝᅙᅓᄼᄮ	政策	政策1 健全な行	財政運営を推	進する							
総合計画との整合性	基本施策 基本施策1 健全な財政運営										
	重点PJ										
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分										
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	タ連携機能の改	固定資産税システム (トピックスNEO)が標準化システムへ移行する際、システム間のデー連携機能の改修が必要であり、地図システム (マルコポーロ) から固定資産税システム (トピックスNEO) ヘデータ連携する新たな連携機能システムの開発が必要となるため。									
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	・甲良町庁舎内 ・標準化シスラ ※令和7年度中	地・家屋)の評価。 Pにミエデンからデートムへの地図システムの地図システムの住基・税系システムフラウド環境へ移行	-タサーバを移行 へのデータ移行	(ハード機器購入		実行が不可					
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)		上地・家屋)の課税橋			r.						
特記事項	地図システムの)使用は、産業課(農	と地台帳)及び、3	書設水道課に影響	ğ.						

	歳	国·県支出金	町債	その他	その他財源		投財源	合計	
	入						17,600		17, 600
事業費 内訳	内訳	主な特財内容							
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費		
(パートタイム以外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料		17, 600
717700	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産財産財産	購入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費		
		その他					合 訂	+	17, 600

整理番号 8 令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	長寺		ヤンター	担当者		岡身	₹			
事業区分	重点(継続)	会	計	01一般会計	開始年度			年度から			
事業名(事項名)	長寺センター	費(各種相	談)		=1 \	令和	6	年度から			
事業科目	歳入 3 表	款 1	項 2	目	計画期間	令和	8	年度まで			
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣地域総合センタ				センターの設置等	に関する	条例	、甲良町			
4 	基本目標 基本目標 1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造										
ᄽᄼᆗᄑᆝᅙᅘᄼᄮ	政策 政策4 労働・勤労を推進する										
総合計画との整合性	基本施策	本施策1・2・3 万	雇用の確保	Rと安定、勤労	対策の充実、勤	労福祉の	の充分	実			
	重点PJ										
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分										
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	5 .	労相談、福祉相談、教育相談を行い、東小学校区の地域住民の生活改善の向上の支援を行									
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	行えるよう常でところにところに相談のでは、一次では一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で	職業安定所できません。 関連 きょう がっこう いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	所との連携 を接口となった。 ないではない。 で対応する。	を図り、相談を登入保健福祉課、者東小学校区の子で	の状況に応じたア受けた人の一人で受けた人の一人で会は協議会他社会福祉協議会を対象に各校	でも多くの 1、関係機 で園及び高)方が 機関と (等学	希望する連携して			
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	各種相談ともセ 令和6年度実績(職業相談75件(<i>0</i>	11月まで)			テい、寄り添った 80件(うち家庭試		· j.				
特記事項	実 政策6 共生・人	・社会福祉を 福祉の推進 権を大切に	を推進する 基本施策 する		の支援充実 基本	施策5 相記	炎・支	万援体制の充			

	歳	国·県支出金	町債	その他	その他財源		投 財源	合計		
	入									0
事業費 内訳	内訳	主な特財内容								
		01報酬		07報償費			08旅費			
※職員人件費	歳	10需用費		11役務費			12委託料			
外)除く	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産則費	購入		
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費			
		その他					合 計	+		0

9

令和 7 年度 新規重点事業計画書

. —— Alle Inn ——										
1. 事業概要 ————————————————————————————————————	担当課	長寺地域総合	合センター	担当者	岡	見				
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計	開始年度		年度から				
事業名(事項名)	長寺センター	費(福祉事業)		計画期間	令和 6	年度から				
事業科目	歳出 3 詩	次 1 項 2	П	令和 8 年度						
根拠法令・条例・ その他計画		保館設置運営要綱、 一の管理運営に関す		センターの設置等	に関する条例	川、甲良町				
	基本目標 基	本目標3 誰もが元	気にいきいき	と暮らせる地	域社会					
ᄽᄼᅴᄑᆝᇰᅘᄼᄮ	政策	政策4 高齢者福	祉を推進する							
総合計画との整合性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	基本施策 基本施策 2 介護予防・生活支援サービスの充実									
	重点PJ									
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分									
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	とともに、地域、 長寿会では隣保が 助長し生きがい 芸術鑑賞をとお	加している現状を踏 および人とひととの 館を利用して創作、 を高める。長寿では して教養を深めると ニサイズ教室で認知)繋がり、ふれあい 軽作業、日常生活 は地域のボランティ ともに、ふれあい	ハを深める。その 舌訓練等を行うこ ィアによる、高齢 ハを楽しむ。また	ため、ふれあ とにより、そ 者の介護予防	oい会やcy cの自立を b、講話、				
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	アート)や日常 予防に努める。 ②体操教室…お 身体の健康を養 ③コグニサイズ 動)で認知症予	おむね65歳以上を対	動会、スポレク) 象に健美操という める課題に取りが課と連携していい	をとおして身体 う体操を通して認 組みながら、効果 く。 委嘱で行う	は機能の改善を 品知症予防を行 と的なエクササ	らよび介護 テい、心と				
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	的に声かけをし 症の疑いのある 令和6年度実績 令和7年度目標	ともに高齢者のみの て参加を促し、閉じ 人は、保健福祉課と 訪問6件(各教室参り 訪問12件(各教室参り	こもりや認知症の 連携して善処し 加者合計2名) ・加者合計5名)	の予防に努めると ていきたい。	ともに、とり	わけ認知				
特記事項		鑑賞、講話、食生活 しい時間を過ごして								

	歳	国·県支出金	町債	その他	財源	一 舟	投 財源		合計
	入	1, 2	02		351		1, 509		3, 062
事業費	内訳	主な特財内容	地域総合セン	ター運営費等補助	助金				
内訳		01報酬		07報償費		864	08旅費		
※職員人件費 (パートタイム以	歳	10需用費	371	11役務費			12委託料		1,827
外)除く	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産原費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費		
		その他					合 計	†	3, 062

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	長寺地域総合	合センター	担当者	岡	見
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計	開始年度		年度から
事業名(事項名)	長寺センター教	費(教育事業)		計画地間	令和 6	年度から
事業科目	歳出 3 ま	次 1 項 2	III .	計画期間	令和 8	年度まで
根拠法令・条例・ その他計画		保館設置運営要綱、 一の管理運営に関す		センターの設置等	に関する条件	列、甲良町
		本目標2 みんなが	* ''			
総合計画との整合性			(生涯学習)	-,,-		
		*施策2・5 地域や家	に庭における教	育の充実、人	権教育の推	進
ᇃᅔᇄᅷᅷᄼᄼᆇᄝ	重点PJ					
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分 8	. 次世代育成に	向けた教育の	展開		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	保障の充実を図 地を養うため③ に、楽しみと交 部落解放長寺小	学校区の中学生対象 る。②小学校・中学 小4飯盒炊爨…地域 流の場を提供し、生 学校6年生合宿…集 良町の担い手となる	校自主活動学級: なと各家庭の交流: き生きとした地 団での行動を通し	…たくましく生き を目的に行うため 域生活が送れるこ	る力や確か7 ④文化教室· とを目的と	な学力の素 …地域の方 けるため⑤
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	講師は町内のの中小学生 : 飯区室に対している。 中小学生 : 飯区室に対している。 中小学校教育、中小学校、中小学校教育、中小学校教育、中小学校教育、中小学校、中小学校、中小学校、中小学校、中小学校、中小学校、中小学校、中小学校	2回、中学1.2年 学生に依頼し、志望 学生に依頼し、志望 校自主活学級 校と連携して実力テス と連携してまります。 年生を対象に、地域 内容を依年生合団での 生を対象よ共来の甲 での を許さない将来の甲	校への全員合格 、また夏休み期 ト前に学習会を なと各家庭の交流 なの方を対象に各 の方を対象に各 の歴史や人権意識	と学力不足による 間等に、学習会や 行う。高校進学に を目的に実施する。 教室を実施する。 律を守落差別の現実	中退者の減少 P 交流会を行っ こ向けての学習 。 輪を広げ、1 E を学ぶこと	か、卒業を う。 習指導 自分の生き
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	援する。②小学 者を定員100%ま に気づき、差別	進学率100%を目指校・中学校自主活動で募る⑤部落解放に負けない、許さな	対学級…引き続き 長寺小学校6年生ない、しないを目標	学力向上を図る④ 合宿…学習するこ)文化教室…」 とで、差別の	他域の参加 の理不尽さ
特記事項	政策2 学校教	なが学び合う「せせ 対育を充実する 地域に開かれた学		施策5 人権教育(の推進	

	歳	国·県支出金	町債	その他	財源	一 点	投 財源	合計	
	入内	1	19		1, 059		1, 971		3, 149
事業費	訳	主な特財内容	地域総合セン	ター運営費補助金	金				
内訳		01報酬		07報償費		2, 390	08旅費		
※職員人件費	歳	10需用費	496	11役務費			12委託料		
外)除く	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産則費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金		263	19扶助費		
		その他					合 計	†	3, 149

整理番号 11 令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要 ————————————————————————————————————	担当	当課		呉竹	市地域総	総合さ	マンゟ	7—	担当者		橋	*		
事業区分	重点(継続)		会	計		01-	一般会計	開始年度	令和		年度から		
事業名(事項名)	呉竹総	合セン	ンター	一費(各	種相談	()			· 計画期間	令和	6	年度から		
事業科目	歳出	3	款	1	項	3	目		令和 8 年度ま					
根拠法令・条例・ その他計画		:会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町: :総合センターの管理運営に関する規則												
	基本目	基本目標 基本目標1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造												
総合計画との整合性	政策	돌		策4	労働・	労働・勤労を推進する								
	基本的			施策 2・3	雇用の確保と安定、勤労対策の充実、勤労福祉の充実						実			
	重点	İ.İ.P.J												
過疎地域持続的発展 計画との整合性		区分												
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	行う。								地住民の生活改					
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	えるよ る に る に る に 対 本 る る で る る う る う る う る う る う る う る う る う	う 職 相 る 談 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	職業よ祉 教育	安定所 と う支援す 担当が窓	との連携 ける。 窓口とな	寒を図 より、 より、	り、保健	相談を受ける祖課、社	状況に応じたア た人の一人でも 会福祉協議会な ・どもを対象に各	多くの方だ どの関係	が希望機関の	望するとこと連携して		
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			, = 0	を通して相談窓	口の周知	を強ん	とする。		
特記事項	政策1 基本加 実	地域福施策1 地	祉・社 地域福	気にいき 社会福祉を 祉の推進 と大切につ	を推進す	つる)支援充実 基本点	施策5 相談	・支	援体制の充		

	#	国·県支出金	町債	その他	財源	— <u>f</u>	投 財源		合計	
	歳入									0
事業費 内訳	内訳	主な特財内容								
※職員人件費		01報償		07報償費			08旅費			
パートタイム以 外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料			
7171933	出内	13使用料及び 賃借料		14工事請負費			16公有財産則費	購入		
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費			
		その他					合 計	+		0

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	具竹地域総·	合センター	担当者橋本				
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計	開始年度	令和	年度から		
事業名(事項名)	呉竹総合センターラ	費(福祉事業)			令和 6	年度から		
事業科目	歳出 3 第	款 1 項 3	I	計画期間	令和 8	年度まで		
根拠法令・条例・その他計画		保館設置運営要綱、一の管理運営に関す		センターの設置等	に関する条例	人甲良町		
	基本目標基	本目標3 誰もが元	元気にいきいき	と暮らせる地	域社会			
総合計画との整合性	政策	,	福祉を推進する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
		本施策2 介護予防	ち・生活支援サ	ービスの充実				
過疎地域持続的発展計画との整	重点PJ							
合性 合性	区分	脳トレや体操、創作活	千動 タブレットち	はったゲートめい	カルエーション	わじ 企業		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	予防運動に積極的の安否確認や健康 ②コグニサイズは	が、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、10年では、日本のでは、10年には、10年には、10	の自立を助長し生き のつながりにより欠	がいを高めている。 席者の様子確認も行	独居や日中独 テう。	居の高齢者		
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	① で	に委託。 日に実施。 が事業を進行。 空 町民が対象。 に委嘱。 施。	が教室を進行。					
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	ある方は保健福祉	積極的に声かけを行い 課と連携し善処してい 室は参加率70%を目打	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	じこもりや介護予防	方に努め、認知	症の疑いの		
 特記事項								

	歳	国•県支出金	町債	その他	.財源	— я	投財源		合計	
	入内	1, 20	02		162		633		1, 997	
事業費	訳	主な特財内容	地域総合セン	域総合センター運営費補助金						
内訳		01報酬		07報償費		475	08旅費			
※職員人件費	歳	10需用費		11役務費			12委託料		1, 522	
外)除く	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産則 費	構入		
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費			
		その他					合 計	+	1, 997	

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	呉竹地域約	総合センター	担当者	橋	本					
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計	開始年度		年度から					
事業名(事項名)	呉竹総合センタ	一費 (教育事業)		計画期間	令和 6	年度から					
事業科目	歳出 3	款 1 項 :	3 目	前凹朔间	令和 8	年度まで					
根拠法令・条例・ その他計画		株保館設置運営要線 マーの管理運営に関	間、甲良町地域総合 [・] 関する規則	センターの設置等	学に関する条例	川、甲良町					
	基本目標	基本目標2 みんな	が学び合う「せ	せらぎ甲良学]						
との整合性 総合計画との整合性	政策	政策3 社会教	育(生涯学習)	を充実する							
	基本施策	基本施策2・5 地域や	家庭における教	育の充実、人	権教育の推	進					
	重点PJ										
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分		に向けた教育の								
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	②学習支援教室は ③児童生徒人権教 識を深め、「差別 習活動を行う団体 ④文化教室は地域 く。	自主活動学級は西学区の小学生と中学生を対象に仲間づくり、体験学習、学力補充、学力向上を図る。 学習支援教室は西学区の中学生を対象に学習習慣の定着、学習環境の提供、学力向上、進学支援を図る。 別電生徒人権教育推進事業補助金は児童生徒に対して同和問題をはじめあらゆる人権問題について理解と認 域を深め、「差別を見ぬく」、「差別に負けない」、「差別を許さない」、人権尊重の精神を培い育成する学 習活動を行う団体の支援を図る。 2012年代教室は地域の方の楽しみと交流の場を提供することで町民の文化向上を図り、町民同士の友好関係を築									
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	小学校は2学年の目的を学び、スト前に年5回②学習支援教室西学区の中学。 中学3年生は町間・3児童生徒人格部落でまた。 部落でまた。 ・活動し、大きないる間では、大きない。 ・では、たちない。 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、	生と中学生が対象 三(低学年・中学生が対象 三(低学年・中体 回程度開催し、 四程度開催し、 四程度開催し、 地域を 地域を 地域を 地域を でが対象 の大推指し、 が変を が変を を ががな を ががな で ががで で ががで がで がで がで がで がで がで	・高学年)に分けやレクリエーション学習を行う。小中と木曜日に実施。 、中学1・2年生は対象 もの生活や進路を支し、地域ぐるみの次り育てる会「竹友」	や学習補充を行 とも学校の先生の 周1回で時間は1回 援するため、子 代を担う人材を	う。中学校は)協力を得てま 11時間30分。 どもを取り巻 育成すること	実力テ E施。 < 環境を					
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	②学習支援教室は中 ③児童生徒人権教育 を許さない人間とし ④文化教室は受講者	所推進事業は一人でも多 て生きる力を育む。 で数10名を目指す。	定着を図り学力向上を目 けくの対象児童生徒が活動に という	旨す、中3年生は志望高 ご参加し、活動を通し [、]	「校への進学実現を て人権感覚を学び	全目指す。 ・高め、差別					
特記事項	政策2 学校	基本目標2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」 政策2 学校教育を充実する 基本施策4 地域に開かれた学校づくり 基本施策5 人権教育の推進									

	歳	国·県支出金	町債		その他	財源	一 点	投財源	合計	
	入	13	38			550		1,891		2, 579
事業費	内訳	主な特財内容	地域総合セン	/ 夕 一道	運営費補助 会	È				
※職員人件費		01報酬		07報	償費		1,636	08旅費		
(パートタイム以外)除く	歳	10需用費	395	11役	務費			12委託料		
717 PK	^{外)除く} 出 13使用料及び賃 内 借料			14工	事請負費			16公有財産財費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担 び交付	⊒金補助及 ∱金		548	19扶助費		
		その他						合 計	†	2, 579

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要 ————	担当課		保健福	祉課	担当者		吉村
事業区分	新規	会	計	01一般会計	開始年度	令和	7 年度から
事業名(事項名)	歯周疾患検診	事業			計画期間	令和	7 年度から
事業科目	歳出 4	款 1	項 1		可凹粉间	令和	11 年度まで
根拠法令・条例・ その他計画	健康増進法第1	7条第1項及	び第19条の	02			
	基本目標	基本目標3	誰もが元	気にいきいき	と暮らせる地	域社会	
ᄵᄼᆗᄑᆝᅎᄬᄉᄲ	政策	政策 2	健康(保	健・医療)を	推進する		
総合計画との整合性	基本施策 基本施策1 健康づくりの推進						
	重点PJ						
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分						
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	が、まだ有病率	をが高く基準	礎疾患や生	からむし歯予防? 活習慣病との関え 適切な指導を行い	車が高いことから	、生涯に	わたって歯、
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	彦根歯科医師会 対象者に、受診 受診結果通知と	会に委託し、 参寿後指付 享生労働省 別の状況 別の、 別の、 関係で は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	、毎年6月1 し、彦根歯 (歯科衛生 「歯周病検 ケット)判気 合、口腔粘		日まで実施する。 している医療機関 算を実施)は、後	。 引で受診す 日保健福祉	る。
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	対象者のうち、	10%の受	診率を目指	す。			
特記事項							

	4.	国·県支出金		町債		その他	財源	一 舟	段財源		合計	
	歳入	23	39						1	.20		359
事業費 内訳	内訳	主な特財内容		健康増進事業	費補助	力金						
		01報酬		56	07報	償費			08旅費			
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳	10需用費		50	11役	務費		53	12委託	料		200
717190	出内	13使用料及び賃 借料			14工	事請負費			16公有財費	 産購入		
	訳	17備品購入費			18負担 び交付	⊒金補助及 ∱金		19扶助費		費		
	その他								合	計		359

令和 7 年度 新規重点事業計画書

	J								
1. 事業概要 ————————	担当課		保健福	祉課	担当者)	米田		
事業区分	重点(拡大)) [会計	01一般会計	開始年度	令和	7 年度から		
事業名(事項名)	妊婦健康診る	查等事業			計画期間	令和	7 年度から		
事業科目	歳出 4	款 1	項 4	1	計画規則	令和	7 年度まで		
根拠法令・条例・ その他計画	母子保健法第	13条 甲良	大町妊産婦健	康診査等事業実	施要綱				
	基本目標	基本目標3	誰もが元	気にいきいき	と暮らせる地	域社会			
ᄽᄼᅴᄑᆝᄼᅘᄼᄮ	政策	政策 2	健康(保	:健・医療) を	推進する				
総合計画との整合性	基本施策	策 基本施策2 母子保健事業の充実							
	重点PJ	重点③							
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分								
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	報連携ができ	、早期から	の支援が可	婦の1カ月健診に 能となった。令 情報連携ができ	和7年度から出生	児の1カ月	健康診査につ		
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	①1カ月児健②実施医療機施)③精密健康診 統一様式に	康診査の受 関から健康 査が必要な て、結果は	診券の交付 でつくり財団 で見は、実施 でに提出さ	医療機関に1カ月 。生後6週までに を通して、町に 医療機関から直 れる。 既存のハイリス:	受診することと 情求。(妊産婦領 妾紹介される。	する。1件5 建康診査等と	,500円。 と同様に実		
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	必要な児のフ	オローを実	を施する。	を受診する。その					
特記事項	団検診は3,00 歳入(款14国属	0円/人。ネ ₺支出金、コ	補助率:国 項01国庫補	:票の様式は統一。 ./2、市町村1/2。 助金、目03衛生費 診2,000円×30人:	·国庫補助金、節(

	¥	国·県支出金	町債	その他	その他財源		投財源	合計	
	歳入		60				108		168
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	2						
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費		
ペ・戦員へ行員 (パートタイム以 外)除く	歳	10需用費		11役務費		3	12委託料		165
717 (20)	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産則 費	構入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費		
		その他					合 計	†	168

16

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要 ————	担当課		住民人	権課	担当者		森		
事業区分	重点(継続)	ź	会計	01一般会計	開始年度	令和	6 年度から		
事業名(事項名)	粗大ごみ戸別	回収事業			計画期間	令和	6 年度から		
事業科目	歳出 4	款 2	項 1	目	可圆规间	令和	10 年度まで		
根拠法令・条例・ その他計画				良町廃棄物の処理 等の合理化に関す	及び清掃に関する。 る特別措置法 『	条例 甲良町手数料	1徴収条例		
	基本目標	基本目標4	定住を支	える確かな基	盤と環境を持っ	つ町			
総合計画との整合性	政策	政策 2	環境衛生	を大切にする					
心口可画との走口は		基本施策 1	ごみ減量	対策の推進					
	重点PJ	重点④	時代に合っ	た自治を進め、	「便利で居心地が	良い暮らし	」を推進する		
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分	5. 定住	を支える	基盤の確保					
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	大ごみ排出量のの受付を開始し の受付を開始し も事業を継続す)削減と、 した。当該 「る。	住民の排出 事業の令和	機会を増やすこ 7年度拠点回収・	の別で各字年1回 とを目的に令和6 への影響を確認す	年度10月だる必要があ	から戸別回収 あり、今年度		
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	つき1,000円の 込者の自宅敷地 するもの。 回収可能な料 町民を基本とし	手数料を復 也内の道路 出大ごみは している。	数収し、排品沿いに置い 、町内の家	出用のシールを渡 てもらい、回収 庭から排出され	を設け、排出申込ます。当該シールにます。当該シールにます。当該シールに業者が申込のあっる粗大ごみを対象の啓発も合わせて	を排出物にた家庭を設めており	貼り付け、申 巡回して回収		
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)		積極的に			あたり排出ごみ数 とで、拠点回収て				
特記事項									

	*	国•県支出金	町債		その他財源		一 舟	投財源		合計
	歳入					120		2, 427		2, 54
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	戸別回収手数	料1千	円×120個					
※職員人件費		01報酬		07報	償費			08旅費		
パートタイム以 外)除く	歳	10需用費		11役	務費			12委託料		2, 54
7171933	出内	13使用料及び賃 借料		14工	事請負費			16公有財産 費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担 び交付	⊒金補助及 ∱金			19扶助費		
	その他							合 言	†	2, 54

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要 	担当課		住民人	権課	担当者		森					
事業区分	重点(継続)	会	計	01一般会計	開始年度	令和	6	年度から				
事業名(事項名)	一般廃棄物処	理事業			計画期間	令和	6	年度から				
事業科目	歳出 4	款 2	項 1	目	可凹物间	令和	10	年度まで				
根拠法令・条例・ その他計画		度物の処理及び清掃に関する法律・甲良町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 K道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法										
	基本目標	基本目標4	定住を支	える確かな基	盤と環境を持 [、]	つ町						
公人共成しの教会性	政策	政策 2	環境衛生	を大切にする								
総合計画との整合性	基本施策	基本施策1 ごみ減量対策の推進										
	重点PJ	重点④	時代に合っ	た自治を進め、	「便利で居心地が	良い暮ら	し」を	を推進する				
過疎地域持続的発展 計画との整合性				集落運営組織								
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	を実施しなけれ 令和5年度の1	いばならない 日1人あた	八。 りの排出量	遣は667g(目標 ℓ	帚に関する法律等 直659g)であり、	、排出量の	の削液					
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	月2回の不 ⑤廃蛍光管運搬式) 家庭から出る ⑦空びん処理業 空きびんをう ⑨草・木くず処 家庭及がのでする のでである。 のでは、 のでである。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	情報 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	般業務【合 規・収集 光灯を処分 理施設 出る いする。 業】 分析	年3 特事業】④粗大 粗大 ⑥一般! する。 家庭: ⑧小型: 入する。 家庭: ⑩動物:	察要物処理業務 国工の 要要物がれた のが拠点各中 のでのでででである。 ででする。 でである。 ででする。 でである。 ででる。 でである。 ででる。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででる。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででる	回収 注属・非金 注解・すつ 注務(ステ ・・不然ご ・・型家電を 単(小型・	· 属() 国() ・ 、 みの ・ 、 め か か り か り の り の り の り の り り の り り の り り り の り	可収する。				
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	(彦根愛知犬上	上地域一般原 令和元年原	廃棄物処理 度実績値か		(目標値) 人1日あたり最終)	目標)						
特記事項												

	*	国·県支出金	町債	その他	その他財源		投財源	合計	
	歳入						54, 677		54, 677
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	2						
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費		
(パートタイム以外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料		54, 677
717 1910	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産則費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費		
		その他					合 計	†	54, 677

18

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	+□ 기시 =⊞										
于不佩文	担当課		生 耒硃		担ヨ有	14	'野'				
事業区分	重点(継続)	会計	01-	一般会計	開始年度	令和 3	年度から				
事業名(事項名)		働事業委託(観光・農業のローカルブィングによるまちの活性化推進事業) 計画期間									
事業科目	歳出 7	款 1 項	3 目		令和 11						
根拠法令・条例・ その他計画	ひと・まち・し	と・まち・しごと地方創生総合戦略									
	基本目標	基本目標1 農業	農村を	活かす産	業振興・雇用が	創造					
総合計画との整合性	政策	政策 3 観光を振興する									
心口们已已少走口江	T-1 %0 X	1909-000 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
ND 54 (4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	重点PJ	点PJ 重点① 若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創出									
過疎地域持続的発展 計画との整合性	—//	区分 10. 住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用									
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	が2021年度から下「地方創生実 ちの活性化推進 にとってはは新たし、若者にといずること自信を持	事業は、甲良町内の企業、団体で構成する「こうら・ウェルネスツーリズム実行委員会」2021年度から2023年度に採択を受けた地方創生推進交付金(横展開タイプ)実施計画(以「地方創生実施計画」という。)である「観光・農業のローカルブランディングによるまの活性化推進事業」を継続して実施し、これまで培ってきたまちの資源を見直しつつ、町とっては新たなまちおこしの起爆剤となりうる「観光」・「農業」を切り口として横展開、若者にとって魅力的なしごとや希望の持てる生活の場をつくり、町の活力を維持・向上ることで町を取り巻く停滞的なイメージを変え、この変容を通じて、住民誰もが甲良町にりと自信を持ち、これからも住み続けたいまちであり、かつ周囲からも羨望のまなざしをけられるまちをつくり、当町の地方創生を実現することを目的とするものである。									
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	事業内容 ① SNS等を利月 ② お試し移住 ③ IOTを活用)	生推進交付金で 用したプロモー 施設整備事業 した農産物生産 および商品化	ション活動 (七郎平邸)	事業	継続し、一括して	を実施するも	のとする。				
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)					主環境整備を行っ を行うことを目標						
特記事項											

	歳	国·県支出金	町債	その他	その他財源		原	合計	
	入					Ç	3,000	3,00	
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	1						
		01報酬		07報償費		08旅	費		
ペ・戦員へ行員 (パートタイム以 外)除く	歳	10需用費		11役務費		12委	託料	3,00	
71*7 PK \	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費		16公 ² 費	有財産購	入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金		19扶	助費		
		その他					合 計	3,00	

19

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課		産業		沖野			
事業区分	新規	É	会計	01一般会計	開始年度	令和	7	年度から
事業名(事項名)	町制70周年	記念事業委	託		=1 i=1 #0 88	令和	7	年度から
事業科目	歳出 7	款 1	項 3	B	計画期間	令和	11	年度まで
根拠法令・条例・ その他計画		·	·					
	基本目標	基本目標1	農業・農	村を活かす産	業振興・雇用	創造		
総合計画との整合性	政策	政策 3	観光を振	興する				
松石計画との金石性	基本施策	基本施策3	観光PR	、イベント企	画			
	重点PJ							
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分	10. 住民	の誇りの	醸成に向けた	町財産の継承	と活用		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	まつりを実施 実施できなかいる。また、 であることか の第一弾とし	して町民が ったことか 2026年の大 ら、4月末 て取り組み	唯一集える ら、今回7 河ドラマ「 に在士で開	とから、記念事 機会を持っている 0周年記念事業 豊臣兄弟」で、原 催される「藤ま	たが、台風やコロ を契機に夏まつり 藤堂高虎公がクロ	1ナ禍のた) を復活し 1ーズアッ	め過 たい プさ	去6年間 と考えて れる予定
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	会場:甲良町7 夏まつりをで ②在士「た観光 のででででする。 のでは、 のでででする。 のでででする。 のでででする。 のでででする。 のでです。 のででする。 のでです。 のででする。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のでです。 のです。 の	、観光協会 中学校グラ日 年11月8日内 つの開催、1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ウンド (土) :を検討する る「藤まっ で中身を充 (日)	i員会を立ち上げが、NHK大河ドラック」を、「70周4 i実して開催する。 」、高虎公江州音	マのPRも同時年記念事業 藤堂	色高虎公藤		り」とし
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	町内外からの							
特記事項	町制70周年記	念事業4,00	0千円。	として継続する。 彰会・観光協会・		実施する。		

	集	国·県支出金	町債	その他	その他財源		投財源	合計	
	歳入						4, 100		4, 100
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	•						
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費		
ペ戦員人件負(パートタイム以外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料		4, 000
717 PAR X	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産則費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金		100	19扶助費		
		その他					合 計	†	4, 100

令和 7 年度 新規重点事業計画書

4 申恭加中									
1. 事業概要 ————————	担当課	趸	建設水道課		担当者		内田		
事業区分	重点(継続)	会計	01	一般会計	開始年度	平成	20 年度から		
事業名(事項名)	地籍調査事業				計画期間	平成	20 年度から		
事業科目	歳出 8 第	款 1 項	2 目		年度				
根拠法令・条例・ その他計画	国土調査法								
	基本目標基本	本目標4 定伯	Eを支える	確かな基	盤と環境を持	つ町			
総合計画との整合性	政策 政策6 居住環境を整備する								
松石計画との金石は	基本施策 基	本施策2 地第	語調査の推	進					
	重点PJ								
過疎地域持続的発展 計画との整合性	_,,	,	える基盤	, ,,					
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	どが現実とは異なる。地籍調査が実 になるため必要で	っている場合が 施されることに ある。 が発生時にも、:	ぶ多い。又、 より、法務	登記簿に記載 局の登記簿記	明治時代の地租改」された土地の面積 載が修正され、地口 できている	も正確ではた 図(公図)が『	よい実態であ 更新されること		
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	 ③ 測量(基準部) ⑤ 測量(細度) ⑥ 測量(細度) ⑥ 觀覧証(直度) 【現在調査の状況 H20~ 呉長士 H23~ 左士 H29~ 査下、 【今後の調区、 【今後の寺等 大方 【システム導入管 	・準備・地元説 ・連備・地元説 ・ 画角・多年 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 表託) ・ 表託) ・ 数 ・ 数 ・ 数 ・ 数 ・ 数 ・ 数 ・ 数 ・ 数	a) 業務(委託 -筆地) 業務(- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	(4) (4) (6) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	区 (2工区)	会)(直営・ 或(直営・委			
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	令和7年度は、金	屋1工区の現地	1調査、金屋	2 工区の事前		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
特記事項	記完了までの作業	に努める。 閲覧・認証・登	記業務に従	事しているが	が掛かるため、登詞 、一筆地調査に伴 となる。				

	4.	国·県支出金	町債	そ(その他財源		一般財源		合計
	歳入	11, 4	00	0	0		6, 028		17, 428
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	地籍調査費補	i助金 ¥15,20	0千円(国費	50%・県	人費25%)		
※職員人件費		01報酬		07報償費		182	08旅費		20
(パートタイム以外)除く	歳	10需用費	200	11役務費		16	12委託料		16, 944
717 1935	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負	費		16公有財産原費 費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助 び交付金	及	66	19扶助費		
		その他					合 計	+	17, 428

21

令和 7 年度 新規重点事業計画書

4 + ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *												
1. 事業概要 	担当課	建設水	道課	担当者	内	田						
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計	開始年度	平成 30	年度から						
事業名(事項名)	社会資本整備3 安全】)	文付金事業(道路	関係【防災・ 	計画期間	平成 30	年度から						
事業科目	歳出 8 非	数 2 項 3	目	미데케미	令和 9	年度まで						
根拠法令・条例・ その他計画		備計画(特定計画・道 (技術的基準)・道路										
	基本目標 基	本目標4 定住を支	える確かな基	盤と環境を持っ	つ町							
総合計画との整合性	政策 道路・公共交通を整備する											
一般 日前 画との 金百 圧	基本施策 基本施策 2 町道等の整備											
	重点PJ	重点PJ										
過疎地域持続的発展 計画との整合性	—//											
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)		各施設 (舗装、橋梁、付属物) を適切に維持管理することにより、町民の命と暮らしを守り、道路の全かつ円滑な交通を確保する。										
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	(老朽化対策、事制 (老朽化対策、事制 を表してを付金を (本記を) (本定 (本記を) (本記を) (本定 (本定 (本) (本) (本) (本) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a	社会院 を	まび生活空間の安 を付金とは特定の目 を付金とは特定の目 長寿命化修繕計画 性状調 平成26年度 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	全確保の取り組み 的もって交付される状況である。 令和4年度橋梁点札 今化等)、令和6年 道路付属物修繕計 安全プラム 【協議会により見 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	を集中的に支援 会ものであり本 会をものであり本 会を 会を であり本 会を であり本 会を を を を に し よ し し よ に し は に し は に に は に に に は に に に に に に に に に に に に に	され現在も で町において j						
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	橋梁:1橋(鍛錬舗装修繕:令和7年通学路対策:【令	和4年度】で補助完了	手工事									
特記事項	修繕計画の見直し	・道路舗装路面性状調査(損傷・劣化等)および道路修繕計画を令和6年度に行い、道路修繕計画により 修繕計画の見直しを行う。 ・交付金の要望については積極的に行うが、この数年は当初内示割り当てが要望額に満たしていない。										

		国·県支出金		町債		その他財源		一 舟	投財源		合計		
	歳入	29, 000							2,600	55, 00			
事業費 内訳	内訳	主な特財内容		社会資本整備 過疎債	会資本整備総合交付金(防災・安全交付金) 疎債								
※職員人件費		01報酬			07報	償費			08旅費				
パートタイム以 外)除く	歳	10需用費			11役	務費			12委託料		5, 000		
717 1010	出内	13使用料及び賃 借料			14工	事請負費		50,000	16公有財産原 費	購入			
	訳	17備品購入費			18負担 び交付	⊒金補助及 †金			19扶助費				
		その他							合 言	+	55, 000		

22 令和 7 年度 新規重点事業計画書

	13.11		T /X	-171770	TANDE	•
1. 事業概要	担当課		建設水	道課	担当者	佐々野
事業区分	重点(継続)	ź	会計		開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	住宅対策事業	(宅地用	地確保事業	美)	計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出 8	款 4	項 1	II	前四朔间	令和 11 年度まで
根拠法令・条例・ その他計画						合計画、甲良町国土利 地の整備に関する法律
	基本目標	基本目標 4	定住を支	える確かな基	盤と環境を持っ	つ町
公人共画しの教入州	政策	政策 6	居住環境	を整備する		
総合計画との整合性	基本施策	基本施策1	良好な居	住環境の確保		
	重点PJ	重点①	若い世代の	つ定住・移住につ	つながる「魅力	的な雇用」を創出する
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分 5	5. 定住	を支える	基盤の確保		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	転出状況についい。ことがあげための住宅用地	いても非常 でられてい 地開発を行	に多い状態 ることから う。	が続いており、隼 今後の著しい人に	転出理由の一つに コ減少を防ぐため	「著に見られる。また、 「町内に住宅用地がないに、移住・定住促進の
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	設分布状況、住開発候補地の選必要な資料作成いてはコンサルめ、条例にて特別発申請に必要ながである。 ■開発申請に必要ながである。 ・コンサル委託(R7は農振除外にのでは、 ・不動産鑑定委会のである。 ・所有権移転経	三宅需要件の 選定でででである。 選定でできます。 ができます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ど農ま定算 作がまたい では 大き では 大き では 大き では でき でき でき でき でき でき でき でき でき でき でき でき でき	開発候補地の選続 続き及び地元協議 の開発申請におい 振除外後は、宅地 必要があります。 コンサル委託) (開発にかかる会 を8,148千円 残り	定を行いました。 義を進める必要が いて資料作成・基 地造成事業は地方 複数年契約 全体経費のR7は初 は特別会計設置後 担行為対応)	
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)				うに資料の作成		
特記事項	事業実施にあた	こっては、	県の農政部	局及び住宅施策打	担当部局との協議	が必要。

	4.	国·県支出金	町債	その他	財源	一 舟	投財源		合計
	歳入						8, 148		8, 148
事業費 内訳	内訳	主な特財内容		·					
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費		
(パートタイム以外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料		8, 148
717 PAC	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産原費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費		
		その他					合 計	+	8, 148

令和 7 年度 新規重点事業計画書

]					-							
1. 事業概要	担当課		総務	課	担当者	小	林						
事業区分	重点(新規)	1	会計	01一般会計	開始年度	令和 7	年度から						
事業名(事項名)	非常備消防費 車購入業務)	費(甲良町	'消防団消[防ポンプ自動 -	計画期間	令和 7	年度から						
事業科目	歳出 9	款 1	項 2		пемв	令和 8	年度まで						
根拠法令・条例・その他計画	災害対策基本	対策基本法											
	基本目標	基本目標4	定住を支	える確かな基	盤と環境を持	つ町							
┃ 総合計画との整合性	政策	政策3	防災・生	活安全を推進	する								
心口の画との走口は	基本施策	基本施策1	消防力の	整備									
	重点PJ	重点④	時代に合っ	た自治を進め、	「便利で居心地が	良い暮らし」	を推進する						
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分		を支える	基盤の確保									
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	有しており、 消防しまり してとなっ 要となっ る。 □目的:	は、いすず ポンプ車は 防る状況で と、かつマ ック車かつ	約25年、タ 年数は一般 あり、また ニュアル車 普通免許で	ソンク車は約17年 対的に約20年とさ 改正道路交通法 であることから	野製消防車(タン 経過しているとこれでおり、ポンフにより3トン以上 により3トン以上 運転できない日 車への更新を行う	ろ。 『車はこれを力 この車両は中型]員の増加が見	てきく経過 型免許が必 退込まれ						
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	・導入する消	防車につい ックトラン 月〜8月 月未定 期未定	ては、その スミッショ 入札 落札業者と 中間検査	機能を消防団や ンの消防車とす	から町民の生命、 消防署とも協議し る。		で運転可能						
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)													
特記事項	の発行が可能	0			債(充当率100% 行為の計上を行う		入率70%)						

	歳	国·県支出金	町債	そ(D他財源	— f	投財源		合計
	入		31	, 100			98		31, 198
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	緊急防災減災	事業債					
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費		
※職員入計員 (パートタイム以 外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料		
717 PM	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負	費		16公有財産則 費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助 び交付金	及		19扶助費		
		その他					合 計	†	31, 198

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課		総務	課	担当者	小	林
事業区分	新規	会	計	01一般会計	開始年度	令和 7	年度から
事業名(事項名)	非常備消防費 7119) 負担金		心センタ・	一事業(#	計画期間	令和 7	年度から
事業科目	歳出 9	款 1	項 2		미르게타	令和 11	年度まで
根拠法令・条例・ その他計画	災害対策基本法	去	•				
	基本目標	基本目標 4	定住を支	える確かな基	盤と環境を持	つ町	
公人共画しの教入歴	政策	政策 3	する				
総合計画との整合性	基本施策						
	重点PJ	重点④	時代に合っ	た自治を進め、	「便利で居心地が	良い暮らし」	を推進する
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分	5. 定住	を支える	基盤の確保			
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	救急要請が救急 □目的: 地域の限られ にできるだけ!	おける救急 急出動件数 れた救急車 ² 早く救急車	の増加につ や医療機関 が到着でき	かながっている。 などの資源を有る。	症者となっており 効に活用し、緊急 とに加え、住民か を提供する 。	急性の高い症と	伏の傷病者
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	ぐ病にと業方電にと業方電にと業方電能にいる で以:、 で以:、 で以:、 で以:、 では:、 には: には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	べきなのか。 きる仕組み 下、「#7 携帯電話を「 ては規定時 ては規定時 コール 滋 7 0月 #7	』などで送 として 1 1 9 」と 目わず、 # 間があるが 県におり運用	をった際に、医師 (質県が主体とない (ではますがます。) を実施する (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、場合によっては (ではますが、) (ではますが、) (ほうがいいのかや看護師等の専門って365日24時間をもの。 することで、常駅は時間外でも対応	引家からアドル 稼働する救急 注する看護師に こできるように	バイスを受 3安心セン こ対し、相 な仕組みに
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載) 特記事項	県内全市町で名	令和7年1	0月より進	類用			

4. 了异侧女									(千匹・1	11/
	#	国•県支出金	町債	その他	財源	— <u>f</u>	投財源		合計	
	歳入						22			22
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	※1/2特別交付	寸税措置						
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費			
ペ・・パートタイム以 外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料			
717 (6)(\	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産原費	購入		
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金		22	19扶助費			
		その他					合言	t		22

整理番号 25 令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課			総務	課		担当者	月	、 林			
事業区分	重点(新規	.)	会計		01-	一般会計	開始年度	令和 7	年度から			
事業名(事項名)	防災費(防	災行政	無線操作	卓等	更新業	美務)	計画地間	令和 7	年度から			
事業科目	歳出 9	款	1 項	3	目		計画期間	令和 7	年度まで			
根拠法令・条例・ その他計画	災害対策基本	害対策基本法										
	基本目標	基本目					盤と環境を持っ	つ町				
総合計画との整合性	政策	政策	3 防犯	災・生	活安	全を推進	する					
WOLH DOWNER	基本施策	基本施	策2 防分				-					
	重点PJ	重点	時代	に合っ	た自治	台を進め、	「便利で居心地が	良い暮らし」	を推進する			
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分	5.	定住をえ	支える	基盤	の確保						
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	1 可□□ R もと状・年っが: では現状 0 ででででいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる にはい にはいる にはい にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる	れ災:更るな 線一羅命て害 新。い はルさ、	な常 れいれ 行あて産 れかれ であいる である い、る い、る い、る で の りいを で の りいを の りいを の りい を りい る り り り り り り り り り り り り り り り り り	の利い械。 各良しこが は品 でてしが	、 が 大 が 大 が さ 大 だ 大 で 大 が 大 が 大 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で で 大 で で 大 で で り で い で で り り で り り で り で り で り で り で り り り り り り り り り り り り り り り 	ーカーにも まれる。 とが進じ、 とが生じ、 を災受信が可じ。 が受化い可能性が がで、 が変にができる。 とが変にができる。 とが変にができる。 とが変にができる。 とが変にができる。 とが変にができる。 とが変にができる。 とが変にができる。 とがないできる。 とがないできる。 とがないできる。 とがないできる。 というないできる。 といるないでもないできる。 といるない。 といるないないないないない。 といるないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	主要部分が更新されます。 主要部分が更新されます。 おり、維持のためにある。 を対無にないのでは、 ないるのでで、、のことがある。 もの。	な障した場合 のメンテナン は、一部の器 らいても町民 にての地域に 原発生時に情	、修理が不スははスはは交換えらせかこがみせか			
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	※操作卓: ※遠隔制御 ※通信通記 ・各集落公目	で録表を発生し、1918年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	全体 年本 本 本 本 た に で で に で で の 設 上 で の の の の の の の の の の の の の	ター作介置屋 約	/ / · 遠シ	テう設備 別受信機の別 別御装置と別 テム 更新(各施詞	遠隔制御装置、通 起動などの指令を 屋外スピーカーや 設で録音している カー)の増設を検	:出す装置 PJアラート。 S装置)				
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)												
特記事項	整備費用にて能。	いては	緊急防災	減災事	業債	(充当率100	0%普通交付税算。	入率70%)の	の発行が可			

	歳	国·県支出金	町債	その他	!財源	一 舟	投財源		合計
	及入		44	4, 600					44, 600
事業費	内訳	主な特財内容	緊急防災減災	事業債					
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費		
(パートタイム以外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料		44, 600
71-7101-1	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産則 費	構入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費		
		その他					合 計	†	44, 600

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課			総	務課		担当者	小林		
事業区分	重点(新規)	会	計	01	一般会計	開始年度	令和	7	年度から
事業名(事項名)	防災費 (甲.	良町均	也域防災	《計画》	更新業績	务)	計画期間	令和	7	年度から
事業科目	歳出 9	款	1	項 3	目		1 四州川	令和	8	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	災害対策基本	法、「	甲良町防	5災会議	条例、	甲良町災害	対策本部条例 等	È		
	基本目標	基本	目標4 気	定住を	支える	確かな基	盤と環境を持	つ町		
ᄽᄼᆗᄑᆝᅙᅓᄼᄮ	政策	政策	策 3	方災・	生活多	全を推進	する			
総合計画との整合性	基本施策	5 基本施策2 防災体制の整備								
	重点PJ	重	点④ 眛	寺代に合	った自	治を進め、	「便利で居心地が	良い暮ら	し」	を推進する
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分	5.	定住を	を支え	る基盤	の確保				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	6年1月発生 おり、現行の り、実際の災 □目的: 時期に適合 応できる体制	に甲原の肥実の関係を表現した。	登半島地 町防災計 際に職員 内容の防	也震や豪 十画やそ 員が対応	雨災害 れに基 できな	など今まで(づく対応マ: いことが懸?	7年度で5年が経 の事例とは異なる ニュアルの規定で 念される。 〜更新し、災害系	るようなが だは漠然と	を害か こした	ぶ発生して 上部分が残
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	・前回改正移 ・更新にあた 値等を記載し □スケジュー 令和7年9 令和7年1	行っ、 い り 1 1 1 1 1	法令改正 は、可能 効性の高 仕様 入札	三等への 足な限り 高い計画 書作成	対応、 漠然と iとする	国・県計画。 した計画、	町民の生命、財商との整合を図る。マニュアルではな マニュアア		は的な	合動や数
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)				, , , , , , , ,		- 14-71-4-1				
特記事項	令和7年度及	(U 8 4	年度の 2	2か年事	楽とし	て債務負担	行為の計上を行う	0 0		

	•								(十四・111)
	歳	国·県支出金	町債	その他	財源	— <u></u> f	般財源	合計	
	入						13, 619		13, 619
事業費 内訳	内訳	主な特財内容							
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費		
ペ・ペートタイム以 外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料		13, 619
717 (6)(\	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産則 費	購入	
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費		
		その他					合 計	t	13, 619

令和 7 年度 新規重点事業計画書

	_									
1. 事業概要	担当課		教育総	務課	担当者	山田				
事業区分	重点(継続)	Ź	会計	01一般会計	開始年度	令和	6 年度から			
事業名(事項名)	子どもの学力	向上支援	• 保護者	支援事業	計画期間	令和	7 年度から			
事業科目	歳出 10	款 1	項 2		山田洲印	令和	7 年度まで			
根拠法令・条例・その他計画	甲良町総合計画	11、教育大	綱		•	•				
	基本目標	基本目標3	誰もがテ	元気にいきい	きと暮らせる地	域社会				
60 A = 1 1 - ++ A Id	政策	政策3	子育て支	で援・家庭支	援を推進する					
総合計画との整合性	基本施策	基本施策2 家庭養育支援の体制整備								
	重点PJ	重点③	「希望を	かなえる」	結婚・出産・子育	すて支援と	教育の充実			
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分	8. 次世	代育成に	に向けた教育	の展開					
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	きたところでは とを目的に実施 今年度に実施 相談支援、保証 い。	あり、その 値する。 値した就学 護者間の交	対応策の 前の子ども 流支援等の	しつとして乳児 oの保護者に対 Oニーズが示さ	ることはこれまでが 期・幼児期世帯の する調査においてでいた。本事	家庭環境の5 も、学力向_	充実を図るこ 上支援施策や			
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	① ② 実保① ② ③ 果令・・参へ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	主民登 が 習 地 支 ふ つ討況身度りが 習 地 支 ふ つ討況身度り	ある4歳だった。 支援(文字) 域援事がはいて 大数事がはいいし、 りの数 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	いら 5 歳までの こや数字に親し ノター、隔週土 対象となる子と 医、保護者交流 写て支援センタ =参加率21%	もの保護者 ご会や子育て相談等さ 一等町機関との連打 のロコミ等により参加	子ふれあい。 を実施する。 隽を行いつ~	つより効			
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	参加率を50%と	こし、家庭	内において	ても子どもとー	緒に学習する習慣に	こ心掛けて゛	663.			
特記事項										

	歳入	国·県支出金	県支出金 町債		その他財源		一般財源		合計	
事業費 内訳		3, 50						5, 013		8, 513
	内訳	主な特財内容		て施策技 補助上	i策推進交付金 助上限3,500千円					
※職員人件費	歳出内訳	01報酬		07報	償費			08旅費		
ペ戦員へ行員 (パートタイム以 外)除く		10需用費		11役	務費			12委託料		8, 513
717 WK		13使用料及び賃 借料		14工	事請負費			16公有財産原費	購入	
		17備品購入費		18負担 び交付	旦金補助及 寸金			19扶助費		
		その他						合 計	+	8, 513

28

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	担当課教育総務課			担当者		吉日	田			
事業区分	重点(新規)	会	会計 01一般名		一般会計	開始年度	令和	7	年度から		
事業名(事項名)	不登校児童生	徒支援事	業			計画期間		年度から			
事業科目	歳出 10	款 1	項 3	目		可圆规间	令和	9	年度まで		
根拠法令・条例・ その他計画	第4次総合計画	54次総合計画 (P70) 基本施策 2 教育環境の整備と充実									
	基本目標	基本目標2	みんな:	が学び	洽う「せ	せらぎ甲良学					
ᄽᄼᆗᄑᆝᅎᄡᄉᅛ	政策	政策 2	学校教	育を充	実する						
総合計画との整合性	基本施策	基本施策1	教育内	容の充	実						
	重点PJ										
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分	8. 次世	代育成	に向け	た教育の	展開					
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	あった児童・生まる配置支援で こうした要認 くり、多様なも	生徒に対し、 の補助金も制 情を受け、 学びを提供	学習環制度化さ 制度明で できる環	境をサン れてい は不登 境を整	ポートする! る。 交児童生徒: えるため、	の環境下において 職員の配置促進か が学校に通い、ク 不登校児童生徒支	ヾ求めら∤ ヾラス以タ で援員を酢	いてま トの居 己置す	らり、国に 品場所をつ		
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	R6年度には 不登校の生徒 るようサポー 不登校児童生 給与	甲良西小学校 が増加傾向な トし、相談 生徒支援員	交に2名、 こある。 ・指導で (パート 週/15h>	甲良中 その対 きる体) (4週×)	『学校に4名』 策として不 制を整える。 11ヶ月×2人	甲良中学校に1人の不登校児童生徒が、登校児童生徒が、必要があるため、 、=2,009,007円	Eがおり、 学校に通	・ 中学 通うこ	とができ		
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	不登校児童生行	走に対して生	学びの機	会と居	場所を保障	し、不登校児童生	E徒を減ら	っす。			
特記事項											

	歳入内訳	国·県支出金	町債			その他財源		一般財源		合計		
事業費 内訳		1, 0	12						1, 091			2, 103
		主な特財内容	【補具	校内教育支援センター学習指導員配置支援事業 【補助上限】1校あたり1,600円×週/15h×4週 (予算の範囲内で交付)						1校分		
※職員人件費	歳出内訳	01報酬		2,010	07報	償費			08旅費			93
ペ・戦員へ仕員 (パートタイム以 外)除く		10需用費			11役	務費			12委託料			
717 PK \		13使用料及び賃 借料			14工	事請負費			16公有財産財費	購入		
		17備品購入費			18負担 び交付	金補助及 金			19扶助費			
		その他							合 計	†		2, 103

29

令和 7 年度 新規重点事業計画書

4 串樂师亜	1										
1. 事業概要	担当課	学校教	育課	担当者	山田						
事業区分	新規	会計	会計 01一般会計		令和 7	年度から					
事業名(事項名)	甲良中学校通約	吸指導教室設置事業	¥	令和 7 年度から 計画期間							
事業科目	歳出 10 湯	款 1 項 3		計画知间	令和 7	年度まで					
根拠法令・条例・ その他計画	学校教育法施行	校教育法施行規則第140条及び141条									
	基本目標基	本目標2 みんなが	学び合う「せ	せらぎ甲良学							
総合計画との整合性	政策	政策 政策2 学校教育を充実する									
	基本施策 基本施策2 教育環境の整備と充実										
	重点PJ	重点③ 「希望を	かなえる」結婚	番・出産・子育	て支援と教	育の充実					
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分 8		向けた教育の								
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	愛知・犬上郡で通級指導教室は小学校で4校設置されているが、中学校では豊日中学校1校のみで、愛知・犬上郡の通級指導該当生徒は、現状では豊日中学校への入級となる。しかし、豊日中学校の通級指導教室に通う生徒数は標準定数を大幅に越えている状況が続いているため、甲良中学校に新たに通級指導教室を設置し、愛知・犬上郡の北部に位置する甲良中学校・多賀中学校・秦荘中学校(秦荘東小学区)の生徒を受け入れる拠点として通級指導を進める。										
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	R6~7. 随時 費 R7. 3 設置に向 備品、 具体的 ☆教室時間	度 新規通級指導教用負担について関係けた準備作業消耗品等の調達、設な時期については、 一人当た る教室利用生徒数 11名 3名 2名 4名	町教委協議(教育	育次長会等) 員の配置が許可さ		-້る。					
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	令和7年度以降4年間の児童生徒数の推移(甲良中学校に通うと思われる生徒数) 年度 R7 R8 R9 R10 人数 13 15 20 13										
特記事項											

	歳入	国·県支出金	町債	その他	その他財源		一般財源		合計	
事業費							39		39	
	内訳	主な特財内容								
※職員人件費	歳出内訳	01報酬		07報償費			08旅費			
ペ・戦員へ行員 (パートタイム以 外)除く		10需用費		11役務費		39	12委託料			
717 (%)		13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産原費	購入		
		17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費			
		その他					合 計	+	36	

令和 7 年度 新規重点事業計画書

] '- '-		171770				
1. 事業概要	担当課	社会教	育課	担当者		藤井	‡
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計	開始年度			年度から
事業名(事項名)	町民人権問題	学習講座実施事業		計画期間	令和	6	年度から
事業科目	歳出 10	款 1 項 4	I	開始年度 計画期間 権施 きま 良る 下すする と で を で で で で で で で で で で で で で で で で で	令和	9	年度まで
根拠法令・条例・ その他計画	せせらぎ遊園の	まち甲良町人権擁護	条例・甲良町人材	雀施策推進基本計	·画		
	基本目標	基本目標2 みんなが	学び合う「せ	せらぎ甲良学	J		
との整合性 総合計画との整合性	政策	政策3 社会教育	(生涯学習)	を充実する			
松口計画との金百任	基本施策	基本施策 5 人権教育	の推進				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分						
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何の ために行うか)	町民一人ひとり ることを目的に 野において広、広 ついで、広 が認められる 全住民が対象 たいと思う講座	の参加による明るく 、町の責務として必 芸等の人権意識の高揚 芸習する機会を設け、 は社会の実現をめざす。 きであるが、例年、同 をを企画する。	住みよい"せせら 要な施策を積極的に努め、同和問題 住民一人ひとりの さ じ方が何度も参加	らぎ遊園のまち甲 りに推進する。ま 夏をはじめとする ひ人権が保障され	良町"の写 た、行政の 、あらゆる 、多様な何	実現の人の価値	に寄与す べての分 権問題に 観や生き
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	開催時期:9 手 法:人村 留:	良町に在住、在勤され 月~10月に全3回の 権に関する時事ネタを とができるよう参加型 意し、全町民・自治会 時にPRできるようり)開催。 シテーマに取り入 型学習を企画立案 ・企業事業所へ	。情報をわかりる 毎年6月に開催る	やすく提供 される各部	する	らことに
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	に結びつく人権	が人権を尊重するこ 延感覚を身につけ、多)人~70人を目標と	くの町民に人権意			で態	度や行動
特記事項							

	歳	国•県支出金	町債	その他	財源	— f	投財源		合計	
	入		65		90		40		19	
事業費 内訳	内訳	主な特財内容								
		01報酬		07報償費		150	08旅費		!	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳	10需用費		11役務費		36	12委託料			
717125	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産期	購入費		
	訳	17備品購入費		18負担金補助及び 交付金			19扶助費			
		その他					合 計	t	198	

31

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要 担当課 教育総務課 担当者 事業区分 重点(新規) 会計 01一般会計 開始年度 事業名(事項名) ICT設備導入 計画期間 事業科目 歳出 10 款 1 項 5 目 根拠法令・条例・その他計画 第4次甲良町総合計画(P68~P69) 基本目標 基本目標 基本目標 持続性ある町政と開かれたまちづくり政策 政策 政策3 行政のデジタル化を推進する 基本施策 基本施策 基本施策3 行政事務や会議の効率化 重点PJ 重点④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良いためにて帰宅の整備・導入に努める。 事業必要性/目的 園児の安全の確保、職員の事務負担軽減を主な目的として、望まして、2年時間の整備・導入に努める。 事業必要性/目的 原児の安全の確保、職員の事務負担軽減を主な目的として、望まして、2年時間の整備・導入に努める。	臭い暮らし		等 年度から 年度から 年度まで
事業名(事項名) ICT設備導入 計画期間 事業科目 歳出 10 款 1 項 5 目 総合計画との整合性 基本目標 基本目標 基本目標 基本目標 基本目標 基本目標 基本目標 基本目標	令和 令和)	7	年度から
事業科目歳出10款1 項5 目計画期間総合計画との整合性第4次甲良町総合計画(P68~P69)基本目標基本目標基本目標持続性ある町政と開かれたまちづくり 政策政策政策び策3行政のデジタル化を推進する基本施策基本施策基本施策基本施策3行政事務や会議の効率化重点PJ重点時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良過疎地域持続的発展 計画との整合性区分園児の安全の確保、職員の事務負担軽減を主な目的として、望ましい。 るためICT環境の整備・導入に努める。	令和 () () () () () () () () () () () () ()		, , , , , ,
事業科目歳出10款1項5目根拠法令・条例・その他計画第4次甲良町総合計画 (P68~P69)基本目標基本目標基本目標持続性ある町政と開かれたまちづくり 政策 政策 政策 基本施策政策 基本施策でアジタル化を推進する 基本施策基本施策基本施策基本施策基本施策行政事務や会議の効率化 事代に合った自治を進め、「便利で居心地が良過疎地域持続的発展 計画との整合性区分場別の安全の確保、職員の事務負担軽減を主な目的として、望まして るためICT環境の整備・導入に努める。	り 臭い暮らし	7	年度まで
 その他計画 基本目標 基本目標 基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり 政策 政策3 行政のデジタル化を推進する 基本施策 基本施策3 行政事務や会議の効率化 重点PJ 重点④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良 通疎地域持続的発展 計画との整合性 国児の安全の確保、職員の事務負担軽減を主な目的として、望ましてるためICT環境の整備・導入に努める。 	臭い暮らし		
政策 政策3 行政のデジタル化を推進する 基本施策 基本施策3 行政事務や会議の効率化 重点PJ 重点④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良 過疎地域持続的発展 計画との整合性	臭い暮らし		
総合計画との整合性			
基本施策 基本施策 3 行政事務や会議の効率化			
過疎地域持続的発展 計画との整合性 園児の安全の確保、職員の事務負担軽減を主な目的として、望ましい るためICT環境の整備・導入に努める。			
計画との整合性		ر ا	を推進する
■ 東番火亜株/口供 るためICT環境の整備・導入に努める。			
R6年度にLAN整備、R7年度にタブレット導入し、園児の出欠・行動記 (経緯・現状・課題/何のために行うか) R6年度にAN整備、R7年度にタブレット導入し、園児の出欠・行動記 ムで一律管理できるようにし、職員の時間外を減らしていく。			
「対象			
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載) 東西こども園において校務支援システムを利用できる環境を整え、園児 く園職員全体で行える体制を整え、行動記録簿のペーパレス化を推し進		管理	を負担な
特記事項			

	歳	国·県支出金	町債	その他	財源	一 角	投 財源		合計
	入						2, 311		2, 311
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	2						
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費		
(パートタイム以外)除く	歳	10需用費		11役務費			12委託料		
717 (6)(\	出内	13使用料及び賃 借料	913	14工事請負費			16公有財産財費	購入	
	訳	17備品購入費	1, 398	18負担金補助及 び交付金			19扶助費		
		その他					合言	†	2, 311

32

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当認	₹	学校	交教育課	担当者	山田			
事業区分	新規		会計	01一般会計	開始年度	令和 7 年度から			
事業名(事項名)	中学校留实	守番電記	舌設置工事		=1 as: #0 88	令和 7 年度から			
事業科目	歳出 1	0 款	3 項	1 目	- 計画期間	令和 7 年度まで			
根拠法令・条例・ その他計画	30文科初第 第4次総合			18日)学校における 策3 教職員の資質					
	基本目標	基本	目標2 みんた	お学び合う「せ	せらぎ甲良学				
公会計画しの数会歴	政策	政	策2 学校教	対育を充実する					
総合計画との整合性	基本施策	基本	^{▶施策3} 教職員の資質向上と働き方改革						
	重点PJ	重点PJ							
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分								
事業必要性/目的	のが現状で	·あり、·	その要因として	て放課後の保護者対	応があり、教職員	牧職員も退勤時間が遅い 員の多忙化解消に向けた			
(経緯・現状・課題/何のために行うか)	業務の見直	こしとし、	て、中学校にも	留守番電話を導入す		(小学校は導入済み)			
αη(=η									
	・甲良東 R5 58	①小学校 3.42h		(各年4~6月教員1名 ・甲良西小学校 R5 68.69h	・甲良中 R5 65	3. 64h			
事業内容	R6 46.93h(△19.7%) R6 49.12h(△29.9%) R6 66.95h(+5.2%) ○導入計画 ・令和6年度 小学校 2校(導入済) ・令和7年度 中学校 1校								
(誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	とる。令和	15年度	末に両小学校 [*] ことから、時	で先行して留守番電	話を導入したとこ	留守番電話の設置方策を ころ、超過勤務削減に一 をのため、中学校にも留			
	休日:終日	6時か(授業	ら翌日午前7日 や学校行事がる	寺40分まで ある場合は除く) 季):午後4時45	分から翌日午前8	3時15分まで			
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	※集計時期	の都合	上、比較時期	努時間4∼6月 前年 を4∼6月としている					
特記事項	導入実績:	彦根市、	多賀町、愛	生町、日野町 他					

	歳	国·県支出金	町債	その他	財源	— A	投財源		合計	
	入						715			715
事業費 内訳	内訳	主な特財内容								
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費			
(パートタイム以外)除く	歳	10需用費	715	11役務費			12委託料			
717 000	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産原費	購入		
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費			
		その他					合 計	+		715

令和 7 年度 新規重点事業計画書

正在田子 00	ם אינו [7 一一大	491 /96 ///	于不可凹目	i
1. 事業概要	担当課	社会教	育課	担当者	藤井
事業区分	新規	会計	01一般会計	開始年度	令和 7 年度から
事業名(事項名)	シニアの学び台	À		ᆉᄍᄱᄜ	令和 7 年度から
事業科目	歳出 10 非	次 4 項 2	目	計画期間	令和 10 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	社会教育法				
	基本目標基	本目標2 みんなが	学び合う「せ	せらぎ甲良学	
₩ Λ = I == I = a ± b A bil	政策	政策3 社会教育	(生涯学習)	を充実する	
総合計画との整合性	基本施策基	本施策1 社会教育	推進体制の整	 備	
	重点PJ				
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	ことができる社 以前から老人ク 町民大学と名称	会づくりの実現を目 ラブを中心に老荘大 を変更しその充実に 生きがいや地域の良	指し生涯学習のラ 学を進めてきたな 努めてきた。本詞	充実が叫ばれてき が、令和元年度か 構座では、共につ	Eき生きと輝いて生きる ている。甲良町では、 ら対象を全町民に広げ どい共に学びあう中 意識を高めること目的
事業内容 (誰・何を対象にするか/ど のような手段・手法で行う か)	開催時期:8月 (※: 講義内容:「: シ ド の そ 道	ンニア世代の関心が高い、「生きがい」についた。 「生きがい」についたがら著名な魅力あれる。 「社会福祉協議会と通	全4回の学習講座 11月は実施しない 康・福祉」「歴 らいては、参加者 いる講師を招聘。 と携を図り、事業 会合センター、各	を開催する。 い。) (原則毎月 と・文化」「生きし、学びや生きたの関心が高いテーまた、「健康・花内容が重複しない	第1火曜日) がい」の中から特に
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)					を発見し、社会参加に 平均30名を目標とす
特記事項					

4. 丁昇慨安		(単位:十円	7)							
	4	国·県支出金	町債	その他	財源	— f	般財源	合計		
	歳入				171			171		
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	1							
※職員人件費		01報酬		07報償費		160	08旅費			
※職員人件員 (パートタイム以 外)除く	歳	10需用費	11	11役務費			12委託料			
717 PA C	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産期	購入費		
	訳	17備品購入費		18負担金補助及び 交付金			19扶助費			
		その他					合 計	†]	171

34 令和 7 年度 新規重点事業計画書

] 13 11 14	, ,	X 491790 == //		-		
1. 事業概要	担当課	义	書館	担当者	高橋		
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計	開始年度	平成 18 年度から		
事業名(事項名)	ブックスタート(F 3歳児絵本プレゼ、		ートフォロー(H28~)	計画期間	令和 6 年度から		
事業科目	歳出 10	款 4 項	4 目	可圖利的	令和 10 年度まで		
根拠法令・条例・その他計画	・図書館法 ・	第4次甲良町総合	合計画 · 教育方針	・子ども読書活	動推進計画		
	基本目標 基	基本目標2 みんな	さが学び合う「せ	せらぎ甲良学			
総合計画との整合性	25(5)(育(生涯学習)				
			家庭における教		イナゼト教者の大字		
過疎地域持続的発展	重点PJ				て支援と教育の充実		
過疎地域持続的光展 計画との整合性	—73	2	だに向けた教育の				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	●絵本を通して 境をサポートす ●心身ともに健 ●図書館サービ	親子のコミュニクる。 やかな子どもの所えを周知し、利用	戊長を支援する。		がある環境をつくる。 ル、豊かで幸福な家庭環		
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	赤ちゃん絵本見 ・ 保健が ・ 保健が ・ 保健が ・ 保健が ・ 保健が ・ 保健が ・ 保健が ・ 相いの ・ はいの ・ はいの ・ はいの ・ はいの ・ ないの ・ でをない ・ ないで ・ ない	ターの4ヶ月健 タート等を手渡し、 タート等ながらヶ月健診 2 才 6 ヶ月健診 2 才 6 ヶ月健診 2 才 7 が 3 書るの 3 まの 3 まの 3 まの 3 まの 5 生 5 とし 5 とし 6 で 7 とし 7 とし 7 に 7 に 7 に 7 に 7 に 7 に 7 に 7 に 7 に 7 に	し、赤ちゃんに読み 現子のコミュニケー 寺に同上の時間を設し 図書館の紹介、絵 利用促進をはかり、こ に絵本を手渡す。ま	聞かせをおこなうションが深まることが深まることが深まることが深まることが、 中が深まることがでいた。 中がでは、 中がでは、 中がでは、 中ができる。 中ででは、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	っしい絵本を選定し、親 をおこない、積極的な は境を整えられるよう、 日を案内し、利用者カー		
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)		ョン、家庭での記	おいてアンケート(I 売み聞かせを推進す		事業検証、対象者との		
特記事項							

(単位:千円) 2. 予算概要

	歳	国·県支出金	町債	その他	財源	— A	投財源		合計	
	入						181			181
事業費 内訳	内訳	主な特財内容	2							
※職員人件費		01報酬		07報償費			08旅費			
(パートタイム以外)除く	歳	10需用費	181	11役務費			12委託料			
717 1011	出内	13使用料及び賃 借料		14工事請負費			16公有財産原費	購入		
	訳	17備品購入費		18負担金補助及 び交付金			19扶助費			
		その他					合 計	+		181

35

令和 7 年度 新規重点事業計画書

	1					
1. 事業概要	担当課	建設水	道課	担当者	丸	Ц
事業区分	重点(継続)	会計	03下水道会計	開始年度	令和 6	年度から
事業名(事項名)	適正な下水道	料金のあり方検討		計画期間	令和 6	年度から
事業科目	歳出 (資本) ¹	款 1 項 3	1	前四朔间	令和 13	年度まで
根拠法令・条例・ その他計画		直事業経営戦略、下か 資本整備総合交付金等			良町公共下水	く道使用料
	基本目標	基本目標4 定住を支	える確かな基	盤と環境を持	つ町	
ᄵᄼᆗᄑᆝᅎᄬᄉᅛ	政策	政策5 上下水道	を整備する			
総合計画との整合性	基本施策	基本施策3 上下水道	事業の経営の	安定化		
	重点PJ					
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分	5. 定住を支える	基盤の確保			
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	ておらず、今後 下水道事業の経 を取り組む。 ・下水道使用料	下水道事業は、これま 後は、少子高齢化や原 経営を持続するために 外の改定に取り組むないら施行)に基づき、 で況となった。	(材料等の価格高層 、下水道使用料で かで、琵琶湖流り	満による経費の増 牧定の実施や広域 或下水道東北部処	9加が見込まれ な化・共同化は 1理区第7期経	いるなか、 による事業 経営計画
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	・下水道事業の けた審議会の開 1)広域化・共	等し、料金・会計シス の安定的な運営を図る 引催を実施する。 は同化による事業 取検費用や修繕費用の	ため、点検費用。	と修繕費用が貯蓄	下できる適正な	お料金に向
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)		で料金改定を行う。				
特記事項		こより、下水道使用料 事業を継続していくた				

2. 予算概要

(単位:千円)

		歳	国·県支出金		町債		その他	財源	一 点	投財源		合計
		入	5, 0	00				5, 150				10, 150
事業		内訳	主な特財内容	7	下水道使用料							
※職員人			01報酬		150	07報	償費			08旅費		
※(パートタイ外)除	ム以	歳	10需用費			11役	務費			12委託料		
717 PK	`	出内	13使用料及び賃 借料			14工	事請負費			16公有財産	購入	
			17備品購入費		10, 000	18負担 び交付	∃金補助及 ├金			19扶助費		
			その他							合 i	t	10, 150

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課		建設水	担当者	寺居					
事業区分	重点(継続)	会計		12水道会計	開始年度	令和	6	年度から		
事業名(事項名)	水道情報活用	システム	導入支援	-1 #n88	令和	6	年度から			
事業科目	歳出 (資本) ¹	款 2	項 5	目	計画期間	令和	13	年度まで		
根拠法令・条例・ その他計画	甲良町水道経営戦略									
	基本目標	基本目標4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町								
総合計画との整合性	政策	政策5 上下水道を整備する								
	基本施策	基本施策3 上下水道事業の経営の安定化								
	重点PJ									
過疎地域持続的発展 計画との整合性	区分	5. 定住を支える基盤の確保								
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のた めに行うか)	平成14年度にフレッシュ水道事業が完了したのちに水道料金の値上げを段階的に5回行うこととなっているが、現時点において、2回の値上げで留まっている。今後は、少子高齢化や原材料等の価格高騰による経費の増加が見込まれ、水道事業の安定的な経営を持続するために料金改定の検討・協議を行うとともに決算統計や予算における財務諸表(予定貸借対照表・損益計算書)の作成が行える会計・料金システムの導入し、業務の効率化を図る。									
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行 うか)	1) 上水道事業の経営の安定化に必要な設備投資 ・公営企業会計システム共同化協議会に参加し水道標準プラットフォームを活用した会計・料金システムの新たなシステムの導入を行う。 (更新に伴う検討事項) ・システム更新費用や保守等の費用についても高額となることから補助金等の活用を踏まえながら料金改定のタイミングが重要である。 2) 上水道事業の経営の安定化に向けた料金改定の検討 ・将来の水道使用推移や維持管理のかかる費用を踏まえ、収支計画を作成し料金改定の時期を見定める。 ・改定率や値上げ幅等については、水道事業運営委員会を開催し受益者や学識経験者等の意見を参考に行う。 現行基本料金(H11.7.1改定):1,500円/10㎡(税抜)									
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目 標を記載)	・水道事業の安定的な運営を図るため将来の料金改定に向けた運営委員会の開催を実施し、意見を聴取する。									
特記事項	・現在、滋賀県主導により水道事業の広域化・共同化の取組みを実施しているが、人口減少に伴う水道料金の減少や施設の稼働率の低下を軽減するために近隣町(特に犬上3町)で水道事業に業務(事務レベル)での広域化・共同化について継続的に協議を行う。									

	歳入内訳	国·県支出金	町債		その他財源		一般財源		合計	
		5, 000)			5, 100			10, 100	
事業費 内訳		主な特財内容	水道情報活用システム導入支援事業補助金・水道使用料							
※職員人件費 (パートタイム以 外)除く	歳出	01報酬	100	07報信	賞費			08旅費		
		10需用費		11役	务費			12委託料		
		13使用料及び賃 借料		14工章	事請負費			16公有財産則 費	購入	
		17備品購入費	10, 000	18負担 び交付	金補助及金			19扶助費		
		その他						合 計	†	10, 100

《参考資料1》 『財政用語の説明』

一般会計: 予算単一主義の原則に基づき中心的な会計として編成される、町税(町民

税や固定資産税など)を主な財源として、社会福祉・保健衛生・環境保全・

道路建設・消防防災・教育や文化の振興などの事業を行う会計です。

特 別 会 計 : 特定の歳入(国民健康保険税など)をもって特定の歳出(保険給付費な

ど)に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するための会計。墓地公園事業会計は普通会計に属する特別会計で、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計などの公営事業会計、さらには水道事業会計のよ

うな公営企業会計に区分されます。

公 営 事 業 会 計 : 地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行

わなければならないとされる公営企業や公営事業のための会計。

次のように分類されます。

①公営企業会計 ②国民健康保険事業、介護保険事業会計等

③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を

適用している事業

公 営 企 業 会 計 : 公営事業会計のなかでも独立採算を基本とし、地方公営企業法の全部又は

一部の適用を受けて設置する会計を公営企業会計といいます。甲良町では、

水道事業と下水道事業に企業会計を設置しています。

普 通 会 計 : 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の

統一的な掌握および比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に 用いられる会計区分のことで、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以 外の会計をまとめたもの。甲良町では一般会計、墓地公園会計を合算したも

のとなります。

(会計区分イメージ図) 普通会計 一般会計

特別会計

普通会計に属する特別会計

• 墓地公園事業特別会計

公営事業会計

- •国民健康保険特別会計
- •介護保険事業特別会計
- •後期高齢者医療事業特別会計

公営企業会計

- •水道事業会計
- •下水道事業会計

標準財政規模: 各自治体が合理的で妥当な水準で行政サービスを実施するために必要となる

一般財源の全国的にみた標準的な額で、全国一律の算出方法に基づき、毎

年度、普通地方交付税の算定時に算出されます。

基準財政収入額: 普通地方交付税の算定に用いるもので、標準的な状態において徴収が見込

まれる税収入等を基準財政収入額といい、市町村分にあっては、税収見込

額の75%と各譲与税収入見込額で計算します。

基準財政需要額: 普通交付税の算定基礎となるもので、自治体が合理的かつ妥当な水準にあ

る行政運営を行い、又は施設を維持するために必要となるであろう金額を一

定の方法によって合理的に算出した額。

財 政 力 指 数 : 地方公共団体の財政力を示す指数で、数値が1に近いほど財政力が豊かと

判断されます。(基準財政収入額÷基準財政需要額で求め、過去3ヶ年の

平均値)

実 質 収 支 比 率 : 標準財政規模に対する実質収支額(歳入歳出差引額から翌年度へ繰越

すべき財源を控除した決算額)の割合

積立金現在高比率 : 標準財政規模に対する財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金

の積立現在高の割合

地 方 債 現 在 高 : 各年度末における町債の未償還元金(借入れた元金のうち、返済が済んで

いない)額

地方債現在高比率: 標準財政規模に対する地方債の未償還元金額の割合

実質公債費比率: 普通会計の一般財源に占める公債費(下水道事業会計・一部事務組合の

公債費負担分を含む)の割合を指し、当該年度以前3ヶ年の平均数値で、

18%を超えると新たな町債の発行に制限がかかります。

公債費負担比率: 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合

経 常 収 支 比 率 : 財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務

的性格の経常経費に、町税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入

がどの程度充当されているかの比率

将来負担比率: 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務残高(=公営事業会計+一

部事務組合等+地方公社・第三セクター等の分を含む)が標準財政規模の 何倍あるかを示す比率。350%を越えると早期健全化団体となり、財政健全

THE SON CONTROL TO CONTROL TO THE CONTROL THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL THE CONTROL TO THE CONTROL THE CONTROL TO THE CONTROL TO THE CONTROL THE CONTROL THE CONTROL TO THE CONTROL THE CO

化の手順とその実施状況を知事、議会へ報告し公表する必要が出てきます。

総計予算主義:「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算にの 原 則 編入しなければならない(地方自治法第210条) と定められており、歳入と

歳出のそれぞれの総額を計上することで予算の全体を明らかにすることが原則 となっているため、収入と支出を相殺し純収入だけを計上する「純計予算主

義」はとっていません。

予算単一主義の 原 則

: 予算はできるだけ議会の審議および住民の理解の上からも見やすく、歳入歳 出が単一のものが望ましいため、一般会計に重点がおかれて編成されていま す。ただし、例外として特別会計が設けられています。

予算統一の原則

: 地方公共団体の予算は規模が大きく複雑なため、法令により定められた基準に基づいて区分するように定められています。「歳入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。(地方自治法第211条)」

予算事前議決 の 原 則 : 当初予算は年度開始前に議会議決を経るものとされているため、町長は翌年度の予算案を年度開始の20日前までに議会に提出することが義務付けられています(地方自治法第211条)。

予算公開の原則

: 予算が議会で議決されると、議長は3日以内に町長に通知して、町長はその内容を住民に公表すること(地方自治法第219条)となっているほか、年2回以上財政状況を公表するように定められています(地方自治法第243条の3)。甲良町では町広報4月臨時号において当初予算概要を、5月と11月に財政事情を公表しています。

会計年度独立の 原 則

: 「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない(地方自治法第208条)」と定められているため、当年度の歳出を翌年度の歳入で支出したりすることは禁じられており、5月末までの出納閉鎖期間で整理し他の年度に影響を及ぼさないこととされています。ただし、例外として繰越明許費などがあります。

繰越明許費

: 事業の性質上、又は予算成立時期などの理由によって年度内に支出を終わらない見込みのものについて、議会に限度額の議決を得て翌年度に限り繰り越して使用することができる制度、またはその金額のことをいいます。天災など避けがたい理由によって、年度内に支出が終わらなかった場合は事故繰越として分類して議会へ事後報告することになっています。

一 般 財 源

: 使い道が特定されず、どのような目的にも使用できる財源(町税、地方交付税、地方譲与税など)です。そのうち経常的に収入される歳入から特別交付税などを除いたものは経常一般財源と分類されます。

特 定 財 源

金

: 一般財源とは逆に、道路建設や福祉事業に使用するなど使い道が特定されている財源(国庫支出金、県支出金、町債など)を言います。

基

: 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産で、次のような分類があります。

- ①財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立て経済 事情の変動等で財源が不足する場合の財源として利用する基金
- ②減債基金 地方債の償還を計画的に行うために資金を積み立てた基金
- ③特定目的基金 教育や文化振興など特定の目的のために積み立てた基

金。甲良町では一般会計で7基金を積み立てています。

その他定額で運用している基金として土地開発基金があります。

甲良町訓令第33号

所属長 各位

令和7年度予算編成方針を次のとおり定めるので、適切な予算要求を期する。

令和6年10月18日

甲良町長 寺本 純二

1. 予算編成の原則

町を含む地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ相互的に実施する役割を広く担うものとされている(地方自治法第1条の2第1項)。

また、地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされている(地方自治法第2条第14項)。

これらのことから、甲良町財務規則第5条に定める予算編成の原則を厳守し、より 精度を高めた上で要求すること。

(甲良町財務規則第5条)

予算は、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準により経費を算定するとともに、財源を正確に捕そくし、かつ、経済の現実に即応する収入を算定してこれを 編成するものとし、もって健全財政の確保に努めなければならない。

2. 甲良町第3次財政健全化計画(改善プログラム含む)に基づく取り組み

「甲良町第3次財政健全化計画(令和4年10月)」を策定し、行財政改革委員会の監視のもと設定した目標に向け、令和6年度は本計画を具体化するための改善プログラムを策定したところである。

すべての職員は、財政健全化計画の本旨を理解し、財政健全化を真に実行に移すため、改善プログラムに基づく取組を進めるとともに進行管理を行い、予算要求へ反映されるよう求める。

3. 第4次甲良町総合計画(総合戦略含む)、甲良町持続可能な地域づくり計画に基づく事業構築

第4次甲良町総合計画は、令和3年度から令和12年度を期間として、町が行う施 策の基本方向を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、人口減少対策、地 方創生のためのまち・ひと・しごと総合戦略の位置づけも内包される町の最上位計画 である。

したがって、当該計画に基づく事業の推進と予算編成は一体でなければならない。 このため、各所属で所管する事業すべてにおいて、法律等に基づき実施する業務、

あるいは総合計画に定める4つの重点プロジェクト、5つの基本目標(26政策)のいずれによるものか整理したうえで事業を実施すること。

また、本町が令和4年4月1日付で過疎地域に指定されたことを受け策定した「甲良町持続可能な地域づくり計画」は、本町がこの状況を脱却するため取り組むべき施策を提示したものである。人口減少下における持続的発展のため、この地域づくり計画の適切な実行が求められることを理解すること。

なお、これらの計画に基づく事業推進は無制限の歳出拡大を意味するものでなく、 財政規律の確保は常に行われている必要があることに留意すること。

加えて、いずれについても、その成果指標について、毎年度の進捗状況を明らかにすることが必要であることから、KPIを含む事業の進捗状況は、別途、計画を所管する企画監理課が取り纏めを進めること。

4. 重点施策の推進

地方公共団体のすべての業務は、地方自治法第1条の2に規定されるように地域社会全体を安定・向上させ、住民の福祉(幸福)を増進させることを目的としている。 住民の福祉の増進のために必要なことは、それぞれの施策が着実に前進するよう取り組みを進めることであり、令和7年度については、次の4つの事業を重点的に進めることとする。

(1) 災害に強い町づくり

防災センター新設 広域防災拠点とする道の駅の整備

災害弱者への支援連絡道路の整備(国道8号~307号)

公共施設や道路、橋梁等の老朽化対策

· 総合計画該当項目

基本目標4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町

政策3 防災・生活安全を推進する

政策4 道路・公共交通を整備する

- ・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目
 - 4. 住民の日常生活を支える交通網の整備
 - 5. 定住を支える基盤の確保

(2) 人口減少、少子高齢化対策

子育て世帯や若い年代の人口増加対策 住宅用地創出(尼子駅周辺)

若者が住みやすく満足度が高くなる施策の実現

住み慣れた地域で暮らし続けられる公的な支援や医療、介護サービスの提供

時代に合った集落自治の取組支援

·総合計画該当項目

基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会

政策1 地域福祉・社会福祉

政策2 健康(保健・医療)

政策3 子育て支援・家庭支援

政策 4 高齢者福祉

基本目標4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町

政策 6 居住環境

・まち・ひと・しごと創生総合戦略該当項目

重点プロジェクト② 新しい人の流れを作るために「魅力ある住環境」を整備 する・発信する

- ④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」 を推進する
- ・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目
 - 5. 定住を支える基盤の確保
 - 6. 健康で幸せな生活を送るための環境整備
 - 9. 持続発展的な集落運営組織の構築

(3) 農業、建設業(基幹産業)の実情に応じた支援

付加価値の高い農作物や特産品の開発を進め、全国にPR(地域活性化)

中小零細企業への経営体質強化、人材不足、事業継承支援(地場産・業建設業)

·総合計画該当項目

基本目標1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造

政策1 農業

政策 2 商工業

政策4 労働・勤労

・まち・ひと・しごと創生総合戦略該当項目

重点プロジェクト① 若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創 出する。

- ・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目
 - 2. 地域活性化のための産業振興と雇用創出

(4) DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

住民の利便性を向上させ、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の推進

• 総合計画該当項目

基本目標5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

政策3 行政のデジタル化

・まち・ひと・しごと創生総合戦略該当項目

重点プロジェクト④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」 を推進する

・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目

3. 住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進

これらの重点項目については、それぞれ担当所属を中心に事業推進のための事業計画を策定すること。

5. 各所属運営方針に基づく事業の推進

町の事業は、総合計画において定められた町の将来像を定めた基本構想やその実現の ためまちづくりの指針となる基本計画で示された推進施策・基本目標に基づき、実施さ れるべきものである。

しかし、職員がこれらの基本目標を共通認識し、理解を深めないと実現は難しいため、 管理職は基本目標を理解したうえで、その達成のため各所属において行うべきことを明 確にして、所属員へ明らかにすることが必要である。

これにより所属員は、その担当する分野における基本目標の理解深化や意識改革とともに組織力の向上が図られると考える。

このため、町としての組織目標を各所属における政策目標に落とし込むとともに、各 所属の運営の方針を定められたい。

この「運営方針」等の策定により、それぞれの所属の使命の再確認と説明責任の確立 に向けた取り組みにつながり、行政の透明性の向上、職員の意識改革や資質の向上につ ながることを期待する。

以上の方針により、総務課長が発出する令和7年度予算編成要領に基づく予算要求に対し、全体のバランスや後年度への影響を加味し、令和7年度予算の編成を行うこととする。

なお、教育委員会にあっては、地方自治法第180条の2、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3、第22条第6号、第24条、及び第29条の趣旨により理解されたい。